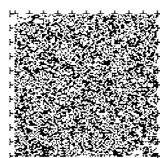
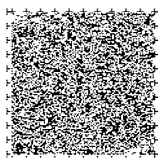


第 2 章

障がい者・障がい児等を取り巻く状況





第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く状況

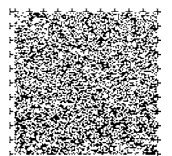
第1節 障がい福祉に関する制度・施策の変遷

第1期荒川区障害者プラン(平成18年3月)以前

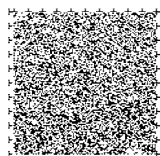
項目	内容
昭和56年～平成14年 障がい者福祉の拡充	区では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和57年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。 また、平成12年度以降は、区の実情に合わせ、平成12年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成14年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。
平成15年 支援費制度の導入	平成15年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。その他、同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下、「じょぶ・あらかわ」という。)が、就労相談を開始しました。

第2期荒川区障がい者プランの計画期間(平成18年度～平成23年度)

項目	内容
平成18年4月 障害者自立支援法の施行	障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。 あわせて、財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率負担することになりました。 利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。 さらに、平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。



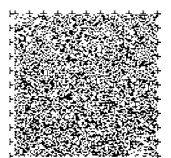
項目	内容
平成21年4月 福祉作業所の工賃向上の支援	区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けました。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を開始しました。
平成21年10月 重症心身障がい児者 留守番看護師派遣事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下、「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。
平成22年4月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を開始しました。 平成22年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成23年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成22年4月 就学後の発達障がい 相談事業(心理士)	荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター。以下、「荒川たんぽぽセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行う体制を確保しました。
平成22年6月 コミュニケーション支援の拡充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。
平成22年10月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを開始しました。
平成23年1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動を開始しました。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を開始しました。
平成23年8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターでは、高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じょぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を開始しました。 また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーの実施も開始しました。



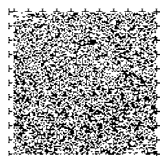
項目	内容
平成23年8月 スポーツ基本法の 施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。

第3期荒川区障がい者プランの計画期間(平成24年度～平成29年度)

項目	内容
平成24年4月 児童福祉法の一部 改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の二法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24年4月 地域生活支援施設の 開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下、「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。
平成24年4月～ 親なき後支援事業	家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、親なき後支援事業を開始しました。 また、平成24年8月からは、地域での生活の場となるグループホームの整備を促進する事業を開始しました。
平成24年10月 障害者虐待防止法の 施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、速やかに対応できる体制を整備しました。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を開始しました。
平成25年4月 障害者総合支援法の 施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成25年4月1日に障害者総合支援法として施行されました。 これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成25年4月 障害者優先調達推進 法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。

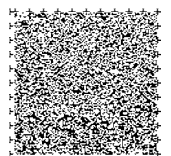


項目	内容
平成26年3月 福祉避難所の指定	災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。 また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、平成21年3月にあらかじめ安心カードを、平成24年8月にコミュニケーション支援ボードを、平成25年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しました。
平成26年6月 アルコール健康障害 対策基本法の施行	アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。
平成27年1月 難病法の施行	難病患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大されました。
平成27年12月 個人別ライフプラン の相談員の配置	障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を配置しました。
平成28年2月 精神障害者相談支援 事業所の開設	年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス(以下、「コンパス」という。)を開設しました。
平成28年4月 障害者差別解消法の 施行	障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなど、普及啓発の実施を開始しました。
平成28年4月 荒川区スポーツ推進 プランの策定	区では、平成28年4月に荒川区スポーツ推進プランを策定し、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など、障がい者スポーツの推進を重点プロジェクトに位置付けました。

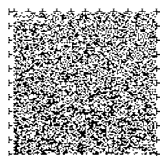


第4期荒川区障がい者プランの計画期間(平成30年度～令和5年度)

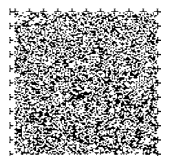
項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法 及び児童福祉法の 一部改正	障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大(貸与の追加)が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。 また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。
平成30年4月 遠隔手話通訳等サー ビス及び電話代行 サービスの開始	遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末による窓口でのコミュニケーションの支援やテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターを通して電話をかけることができる電話代行サービスを開始しました。
平成30年6月 障害者文化芸術推進 法の施行	障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)が施行されました。 区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。
平成30年7月 荒川区手話言語条例 の施行	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30年7月17日に施行しました。
平成30年10月 ギャンブル等依存症 対策基本法の施行	ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。



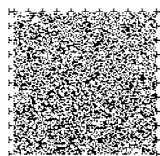
項目	内容
平成30年12月 グループホーム ひぐらしの開設	平成28年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継として、グループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を開始しました。
平成30年12月 医療費助成の拡大	平成30年12月、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。 また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。
令和元年6月 読書バリアフリー法 の施行	障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。
令和元年10月 就学前障がい児にお ける発達支援の無償 化等	消費税 10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ、就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されることとなりました。その他、増税に伴って、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。
令和元年11月 荒川区自殺対策計画 の策定	平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。
令和2年4月 子ども家庭総合セン ターの開設	23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下、「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。 同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応への取組を開始しました。
令和2年5月～ 新型コロナウイルス感 染症対策に係る障害 福祉サービス等事業 所への支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ、障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行いました。



項目	内容
令和2年7月 児童相談所の設置に伴う業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2年12月 基幹相談支援センターの開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制のさらなる充実への取組を開始しました。
令和2年11月 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関し、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行され、令和3年7月1日より公共インフラとしての電話リレーサービスが開始しています。
令和3年2月 医療的ケア児等支援協議会の設置	医療的ケア児を中心に特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が協働して支援の調整を行う協議の場を設置しました。
令和3年9月 医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
令和4年4月～ 医療的ケア児等支援事業の実施	医療的ケア児等からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口となる医療的ケア児等地域コーディネーターの設置や在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して家事負担軽減を図る医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しました。
令和4年5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
令和4年6月～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格・物価高騰対策	新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に伴い、障害福祉サービス事業所等への補助金・給付金の支給を始め、福祉タクシー券事業、自動車燃料費助成事業などの施策の充実を行いました。



項目	内容
令和4年8月 障がい福祉倶楽部の稼働	区内の障害福祉サービス等事業所、関係機関や団体等の関係者が、地域における課題や資源、情報等を共有し、さらに協働が図れるよう障害福祉サービス資源・情報共有システム(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を構築し、稼働を開始しました。
令和4年9月 東京都医療的ケア児支援センターの開設	東京都は、医療的ケア児やその家族が医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とし、医療的ケア児支援法に基づき、東京都医療的ケア児支援センターを開設しました。
令和5年4月 子ども基本法の施行	こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体・事業主等の責務等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。
令和5年4月 たんぽぽセンターの機能強化	18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障がい福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口の開設やペアレントメンター事業の対象者の拡大、地域支援の強化として保育所等訪問支援・障害児計画相談事業を開始しました。
令和5年4月 障がい者グループホーム等施設整備事業の拡充	重度障がい者の居住の場の確保を促進するために、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助の充実を行いました。また、併せて重度障がい者の日中活動の場の確保を促進するために、新たに生活介護施設の施設整備費補助を開始しました。



第2節 統計資料から見る状況

(1)人口の推移

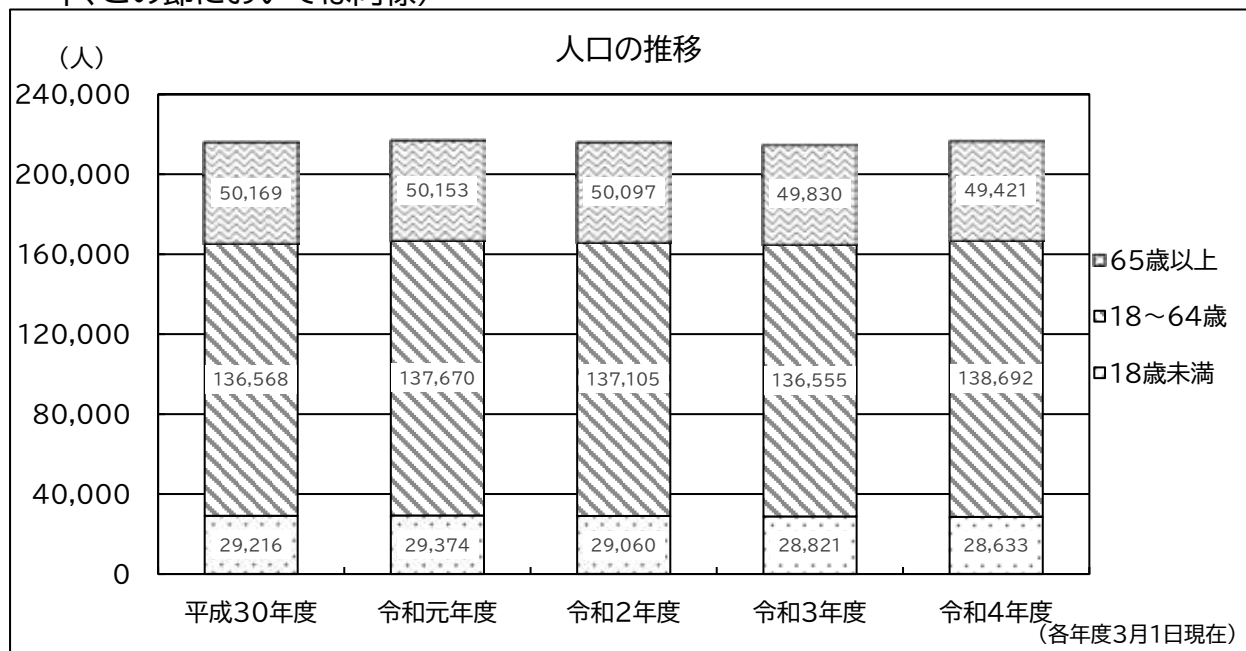
荒川区の人口は、増減を繰り返し、一定数を保っている状況です。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と65歳以上(高齢者)人口は減少傾向にあり、18～64歳人口は増加傾向にあります。

(単位:人、%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人口	29,216	29,374	29,060	28,821	28,633
	[構成比]	13.5	13.5	13.4	13.4	13.2
18～64歳	人口	136,568	137,670	137,105	136,555	138,692
	[構成比]	63.2	63.4	63.4	63.5	64.0
65歳以上	人口	50,169	50,153	50,097	49,830	49,421
	[構成比]	23.2	23.1	23.2	23.2	22.8
総人口		215,953	217,197	216,262	215,206	216,746

※住民基本台帳より作成(各年度3月1日時点)

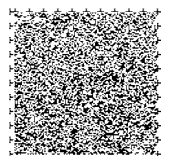
※構成比については、端数処理をしていないため、100%にならない場合があります。(以下、この節においては同様)



(2)手帳所持者

① 手帳所持者数の推移

荒川区における障がい者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。平成30年度から令和4年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は353人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は160人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は614人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

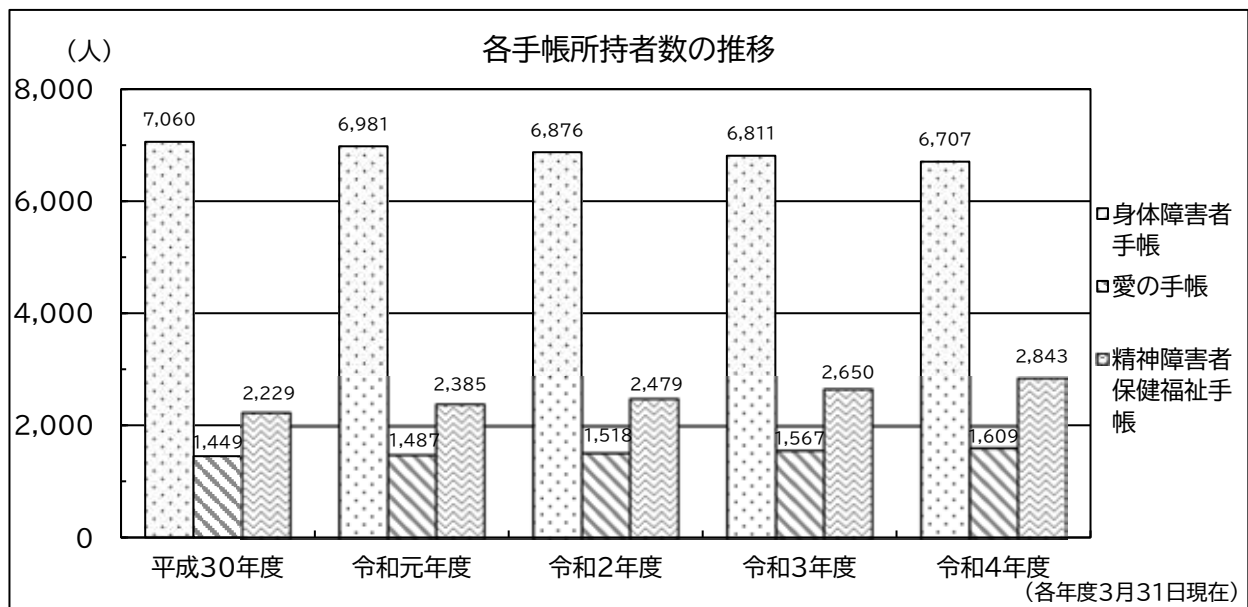


精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化なども精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因の一つと考えられます。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,060	6,981	6,876	6,811	6,707
知的障がい者 (愛の手帳)	1,449	1,487	1,518	1,567	1,609
精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	2,229	2,385	2,479	2,650	2,843
合計	10,738	10,853	10,873	11,028	11,159

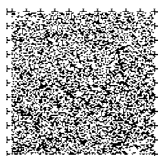
※重複所持者を含む。 荒川区障害者福祉課データより作成(各年度3月31日現在)



② 身体障害者手帳所持者

手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,350人で全体の約5割となっています。

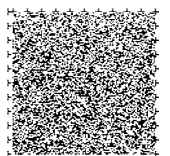
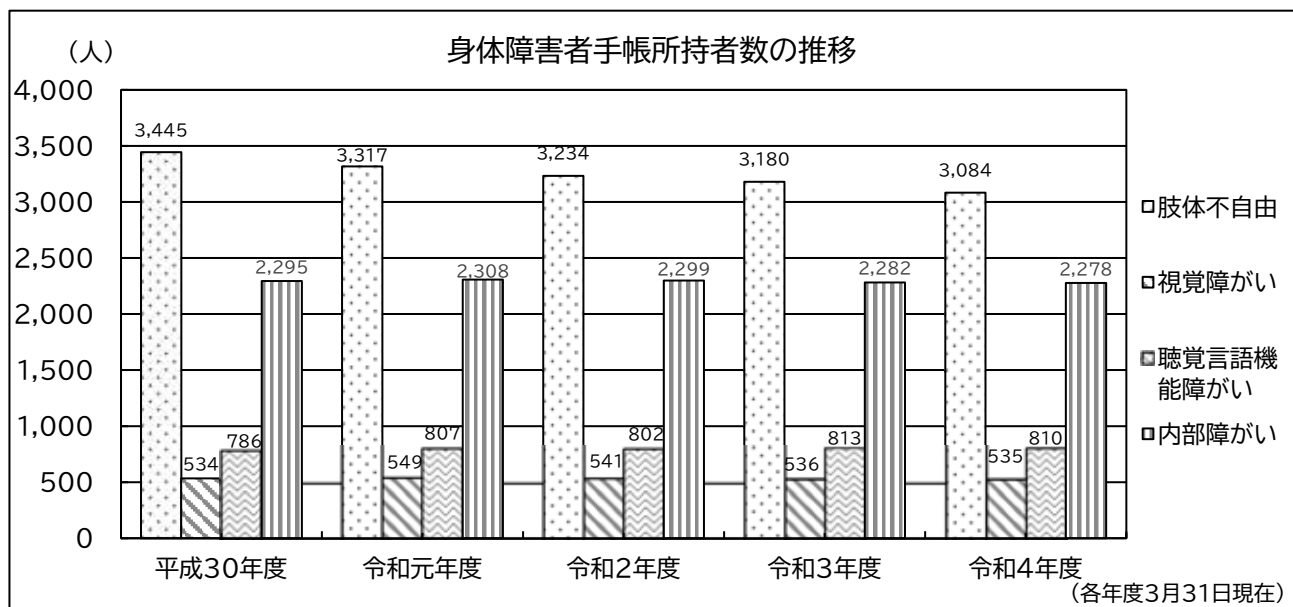
身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっていますが、年々減少傾向にあります。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいですが、視覚障がい及び内部障がいについては横ばい傾向となっています。



区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語 機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	596	177	28	1,464	2,265	33.8
	(25)	(5)	(1)	(10)	(41)	(32.5)
2級	664	183	171	67	1,085	16.2
	(18)	(1)	(10)	(0)	(29)	(23.0)
3級	613	43	127	253	1,036	15.4
	(15)	(1)	(5)	(3)	(24)	(19.0)
4級	748	43	283	494	1,568	23.4
	(7)	(2)	(2)	(5)	(16)	(12.7)
5級	304	61	0		365	5.4
	(7)	(1)	(0)		(8)	(6.3)
6級	159	28	201		388	5.8
	(2)	(0)	(6)		(8)	(6.3)
合計	3,084	535	810	2,278	6,707	100.0
	(74)	(10)	(24)	(18)	(126)	
[構成比]	46.0	8.0	12.1	34.0	100.0	

※()内は、18歳未満の者の内数。

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が386人で全体の24.0%となっています。

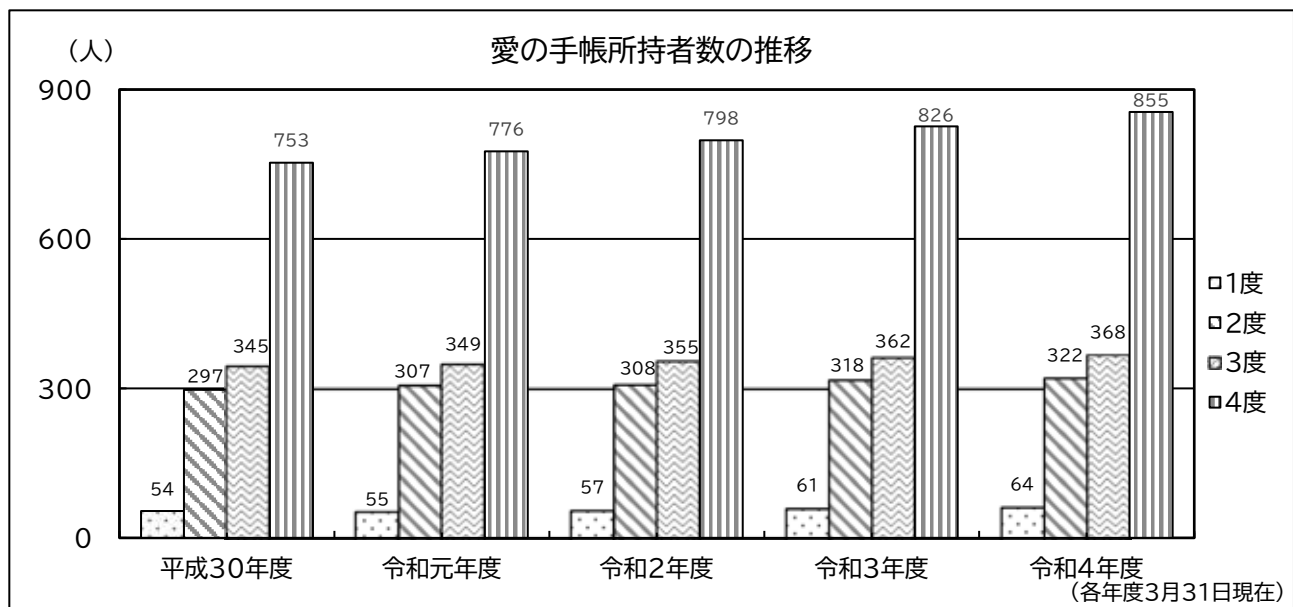
障がい程度において、平成30年度と令和4年度を比較すると、4度は753人から855人へ増加し、約1.1倍となっています。その他、1度、2度、3度は増加傾向となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	64	322	368	855	1,609
	(14)	(74)	(93)	(170)	(351)
[構成比]	4.0	20.0	22.9	53.1	100.0
	(4.0)	(21.1)	(26.5)	(48.4)	(100.0)

※()内は、18歳未満の者の内数。

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)

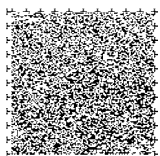


④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、2,843人となっており、内訳は、次表のとおりです。

障がい程度において、平成30年度と令和4年度を比較すると、2級は1,088人から1,383人へ増加し、約1.3倍、3級は1,041人から1,337人へ増加し、同じく約1.3倍となっています。なお、1級も同様に増加傾向となっています。

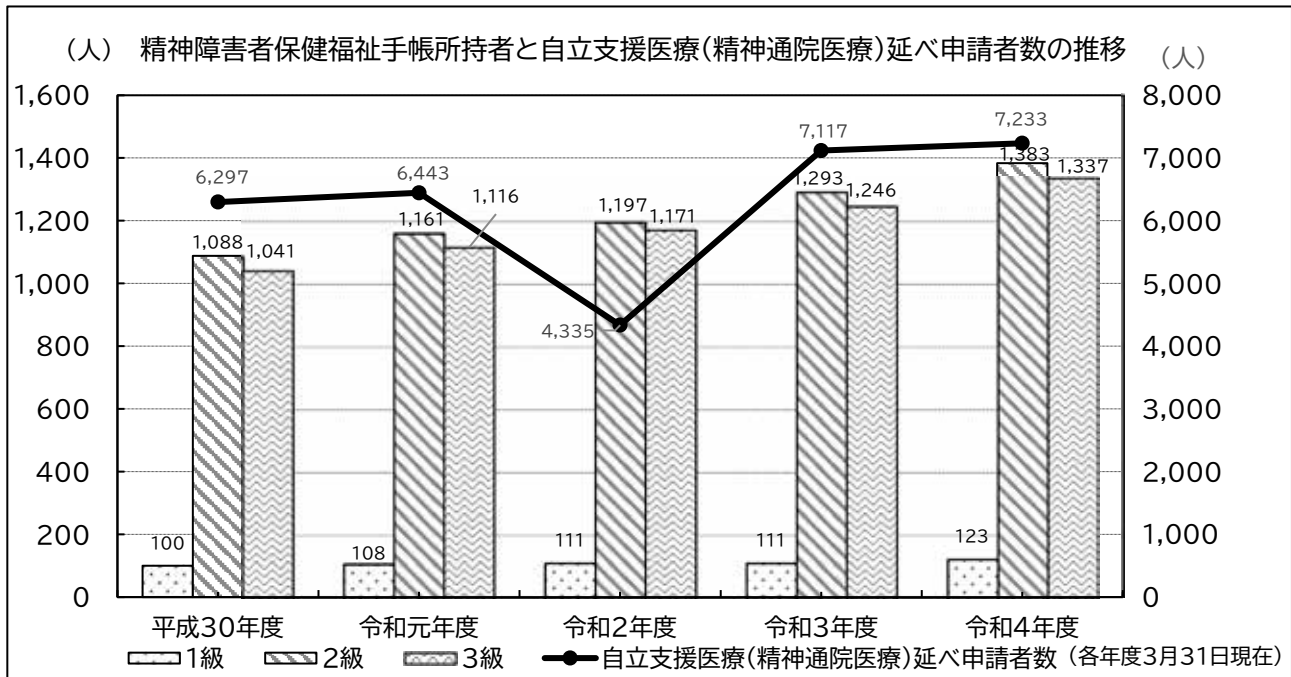
自立支援医療(精神通院医療)延べ申請者数の推移は、平成30年度と令和4年度を比較すると、6,297人から7,233人へ増加し、約1.1倍となっています。なお、令和2年度の申請者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による有効期間の自動延長の措置が取られていたため、減少しています。



(単位:人、%)

程度	1級	2級	3級	合計
人数	123	1,383	1,337	2,843
[構成比]	4.3	48.6	47.0	100.0

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



(3)難病患者

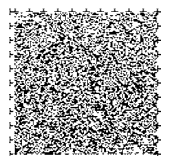
難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月からは現在の338疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、平成30年度と令和4年度を比較すると、2,321人から2,595人へ増加し、約1.1倍となっています。

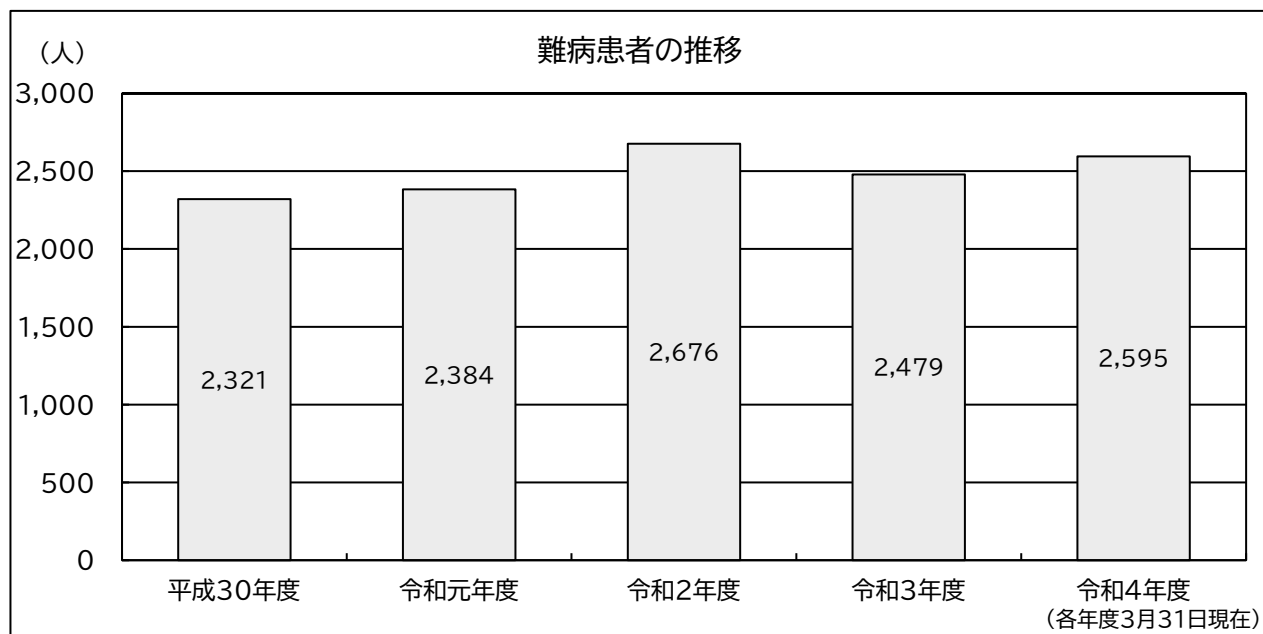
(単位:人)

国指定(338 疾病)	東京都指定(8疾病)	その他の難病※	合計
1,955	13	627	2,595

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等。

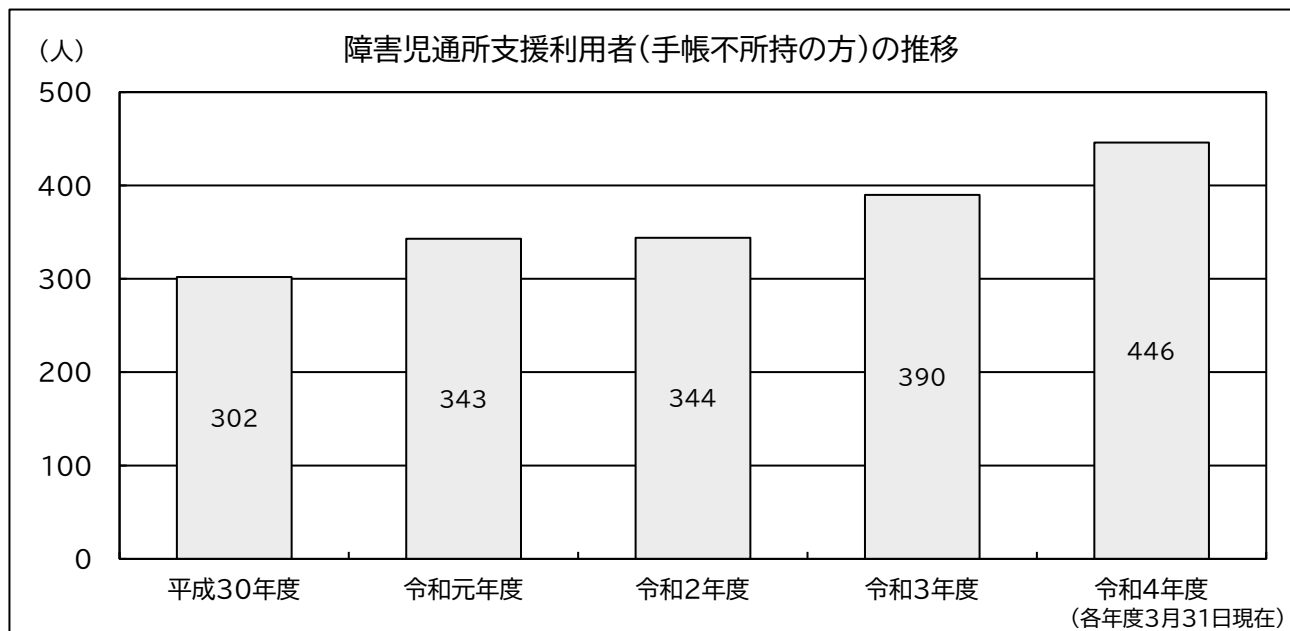
荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



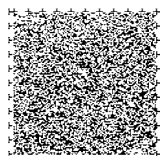


(4)障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)

障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)の推移は以下のとおりです。平成30年度と令和4年度を比較すると、302人から446人へ増加し、約1.5倍となっており、利用者は年々増加しています。



※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



第3節 障がい者実態調査から見る状況

◆ 調査の概要

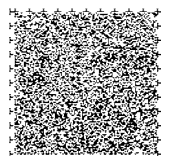
- 令和4年10月に「障がい者実態調査」を実施しました。調査時点を令和4年9月とし、調査区分を身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病医療費助成対象者(※)、障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)(以下「障害児通所支援利用者」という。)、医療的ケア及び重症心身障がい児者(以下「医療的ケア児等」という。))及び障害福祉サービス等事業所の7区分としております。

区分		配布数	有効回収数	有効回収率
在宅者	身体障害者手帳所持者	4,956通	2,367通	47.8%
	愛の手帳所持者	1,204通	547通	45.4%
	精神保健福祉手帳所持者	2,016通	788通	39.1%
	難病患者	1,261通	633通	50.2%
	障害児通所支援利用者	292通	140通	47.9%
	医療的ケア児等	313通	166通	53.0%
	小計	10,042通	4,641通	46.2%
施設入所者	身体障害者手帳所持者	17通	11通	64.7%
	愛の手帳所持者	100通	63通	63.0%
	小計	117通	74通	63.2%
事業所	障害福祉サービス等事業所	148通	90通	60.8%
合計		10,307通	4,805通	46.6%

※国の指定難病及び東京都単独疾病、特定疾患治療研究事業対象疾病、特殊医療費助成対象疾病(人工透析を除く)の対象者

※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第二を四捨五入して算定しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えています。

※以後の図表中の「n」は、回答対象者の母数を表しています。



◆ 在宅者

(1) 年齢について

- 身体障がい者、難病患者、医療的ケア児等では、65歳以上の割合が最も多くなっています。知的障がい者では、30～39歳の割合が最も多く、精神障がい者では、50～59歳の割合が最も多くなっています。また、障害児通所支援利用者では、他の年齢に比べて、4歳及び5歳の割合が高くなっています。

身体障がい者については、がんや糖尿病の病気などの要因により65歳以上で手帳を所得した人が手帳所持者の35.2%に上ることもあり、65歳以上の高齢者の割合が特に多くなっています。

(単位:%)

	0～ 5 歳	6～ 14 歳	15～ 17 歳	18～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳以上	無回答
身体障がい者 (n=2,367)	0.3	0.8	0.1	0.9	1.6	4.5	9.4	7.4	69.5	5.7
知的障がい者 (n=547)	3.5	16.3	4.8	17.7	17.9	12.2	12.1	3.1	9.7	2.7
精神障がい者 (n=788)	0.1	0.4	0.5	8.4	13.7	22.8	24.2	9.9	16.4	3.6
難病患者 (n=633)	0.0	0.0	0.0	4.1	7.3	16.7	16.4	6.5	46.1	2.8
医療的ケア児等 (n=166)	5.4	4.8	0.6	5.4	4.8	6.6	6.0	3.0	59.6	3.6

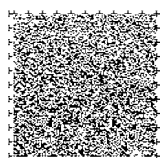
(単位:%)

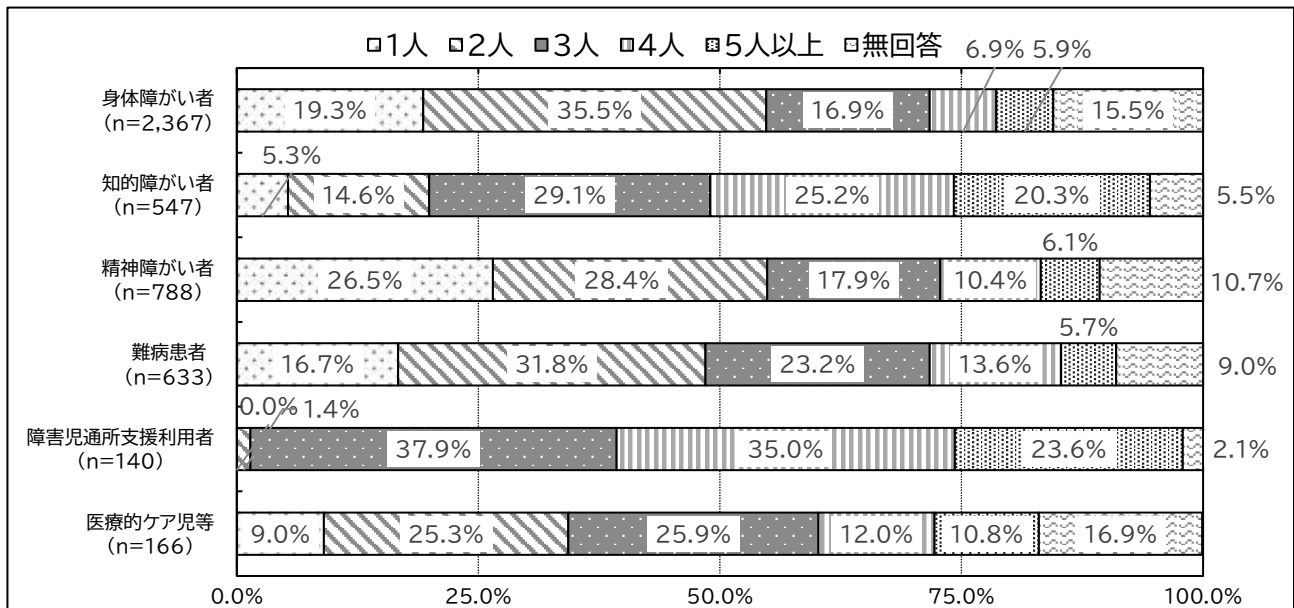
	0～ 1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	無回 答
障害児通所 利用者 (n=140)	3.6	7.9	6.4	17.1	18.6	6.4	5.7	10.0	4.3	5.0	0.7	14.3

(2) 同居者及び住まいの状況

① 同居者の状況

- 本人を含めた同居者数は、精神障がい者では1人と2人の割合が同じくらいとなっていますが、2人の割合(28.4%)が最も多くなっています。身体障がい者・難病患者では2人が、知的障がい者・障害児通所支援利用者・医療的ケア児等では3人が最も多くなっています。



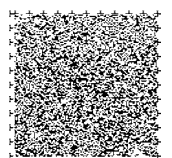


② 住まいの状況

- 住居状況は、身体障がい者・難病患者で「一戸建ての持ち家」の割合が40%以上、知的障がい者・医療的ケア児等でも30%と最も多くなっています。一方、精神障がい者では「賃貸マンション・アパート」の割合が31.6%、障害児通所支援利用者では「分譲マンション」の割合が35.7%で最も多くなっています。

(単位: %)

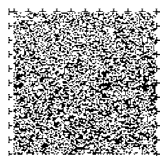
	一戸建ての持ち家	分譲マンション	一戸建ての借家	賃貸マンション・アパート	公営住宅	グループホーム	社宅	福祉ホーム	その他	無回答
身体障がい者 (n=2,367)	40.4	19.9	1.9	15.4	10.1	—	0.6	—	4.6	7.1
知的障がい者 (n=547)	31.1	22.1	2.2	14.3	7.5	15.4	—	—	3.7	3.8
精神障がい者 (n=788)	26.8	14.5	4.2	31.6	10.5	2.3	—	0.9	3.4	5.8
難病患者 (n=633)	43.3	28.3	2.5	17.2	2.5	—	0.8	—	3.6	1.7
障害児通所支援利用者 (n=140)	30.7	35.7	4.3	22.1	2.9	—	1.4	—	0.0	2.9
医療的ケア児等 (n=166)	34.9	19.3	2.4	19.9	6.6	—	0.6	—	9.6	6.6



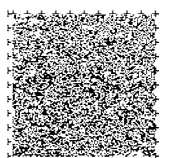
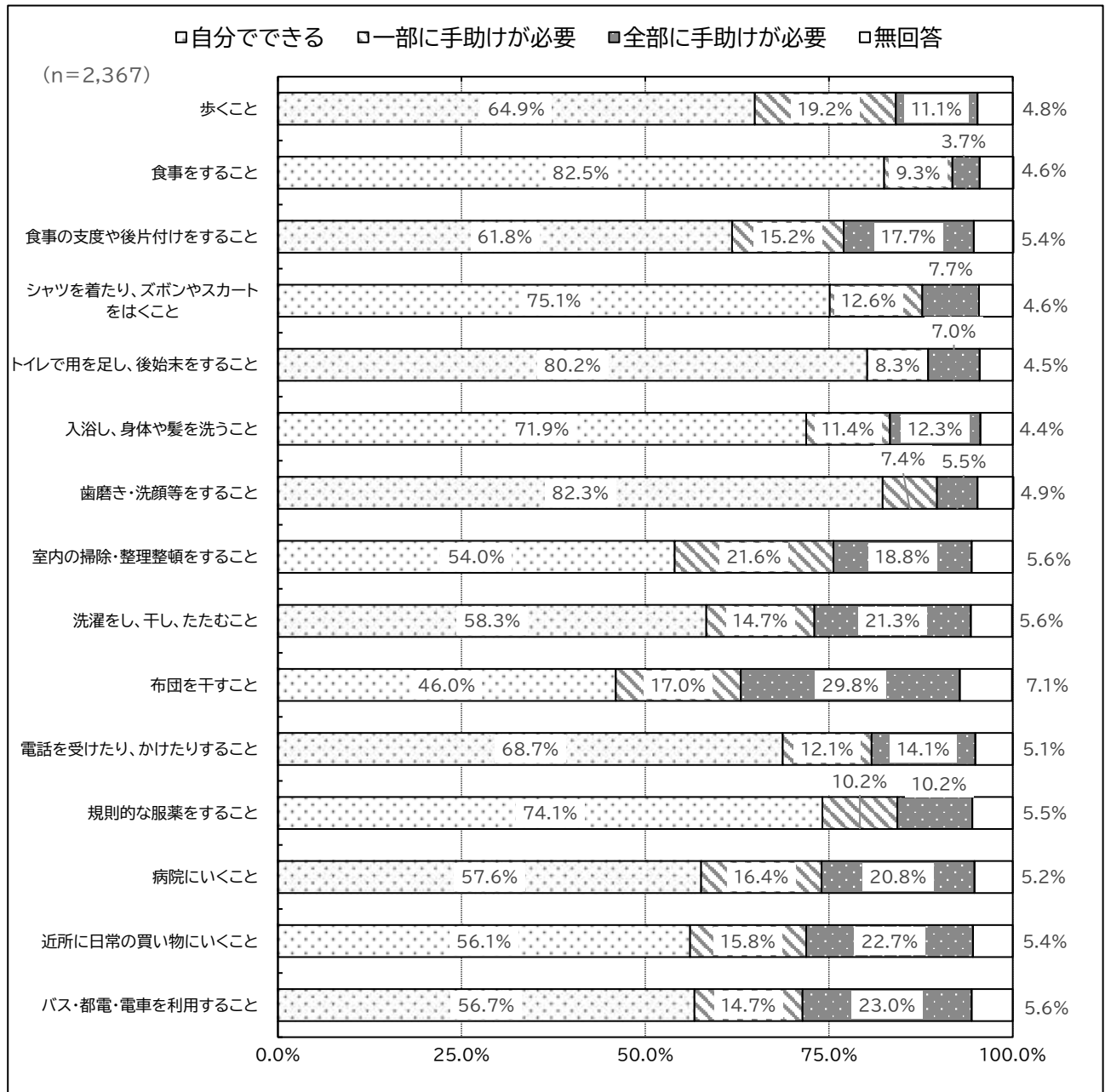
(3)日常生活について

① 日常生活動作における介助の必要度

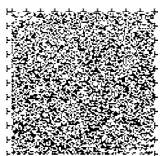
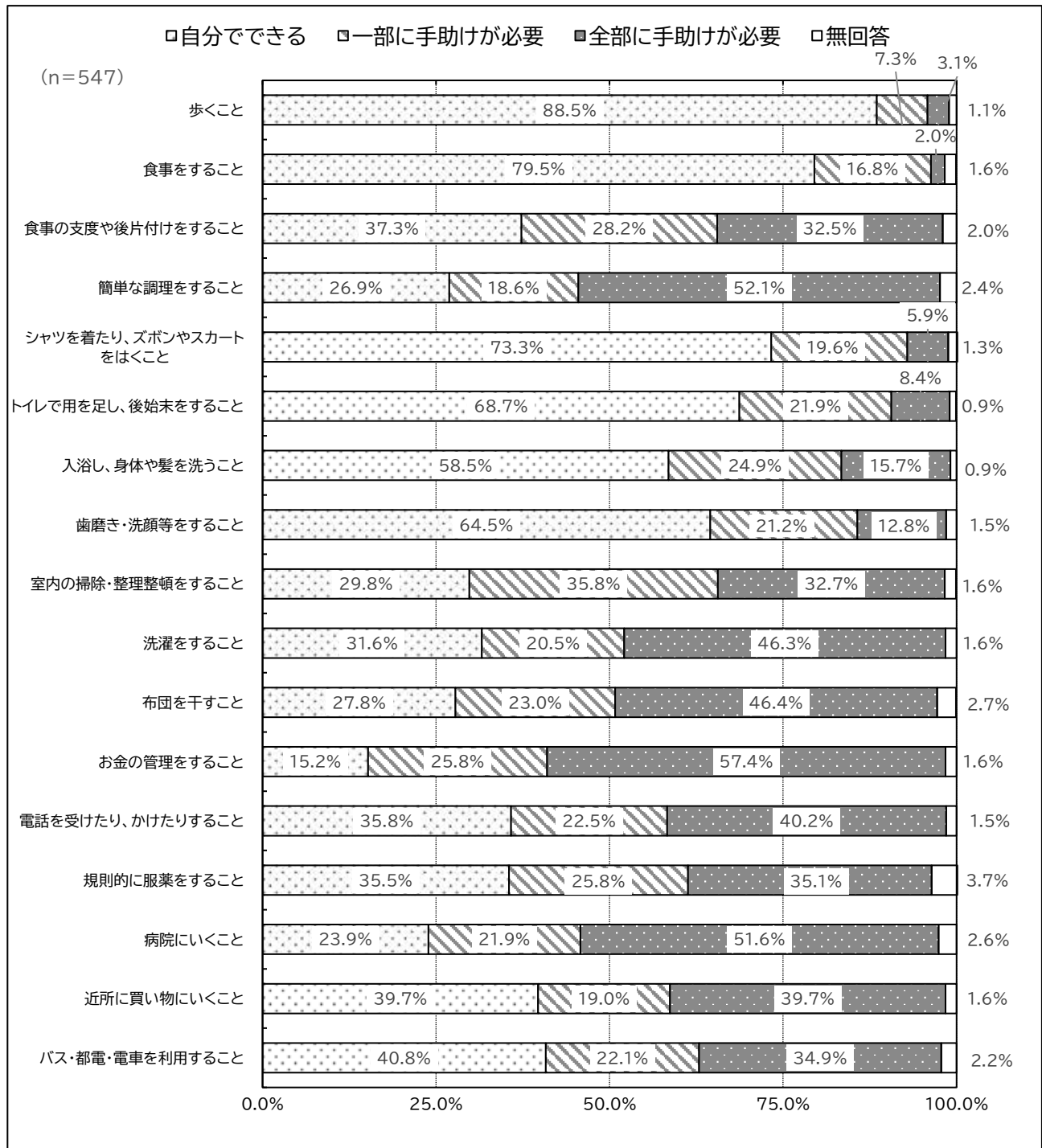
- 日常生活動作について、一人でできるのか、手助けが必要かを尋ねた設問の回答結果です。
- 以下では、「手助けが必要」(一部に必要及び全部に必要)と答えた項目について調査区分別に見ていきます。
- 身体介護については、身体障がい者は「歩行」の割合が 30.3%、知的障がい者は「入浴」の割合が 40.6%、難病患者は「歩行」の割合が 12.2%となっていますが、その他の身体介護に係る項目についてはいずれも10%未満となっています。障害児通所支援利用者では、5歳以下が 53.6%と約半数を占めていることもあり、「入浴」の割合が 62.2%、「歯磨き・洗顔」が 57.2%、「トイレ」が 40.0%と、手助けの割合が高くなっています。また、医療的ケア児等における身体介護については、「入浴」の割合が 43.3%のとなっておりませんが、その他の身体介護の項目でも約40%前後と比較的高い割合となっています。なお、「医療的ケア行為」については、54.9%と高い割合となっています。
- 家事及び行動上の援護については、身体障がい者では「布団干し」の割合が 46.8%、知的障がい者では「金銭管理」83.2%、精神障がい者では「近所付き合い」が 50.8%、難病患者では「布団干し」の割合が 22.0%、障害児通所支援利用者(手帳不所持者)では「公共交通機関の利用」が 85.7%、医療的ケア児等では「病院への通院」が 54.2%で、それぞれ最も高くなっています。
- 6つの調査区分とも、身体介護に比べ、家事及び行動上の援助の需要がより高く、知的障がい者・精神障がい者・障害児通所支援利用者・医療的ケア児等については、家事及び行動上の援助の必要性が高いと言えます。



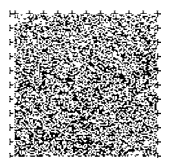
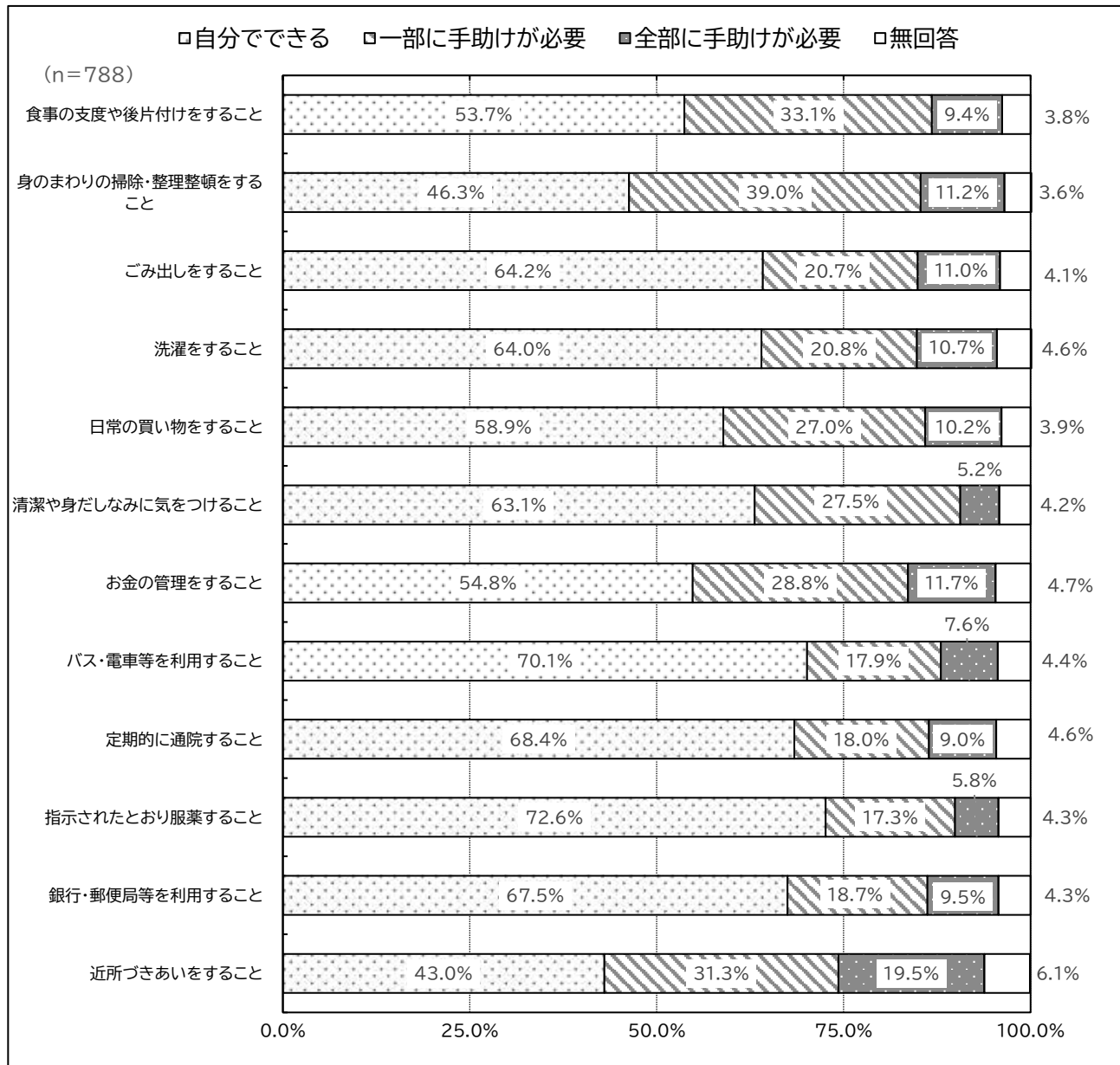
◇身体障がい者



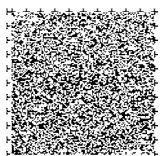
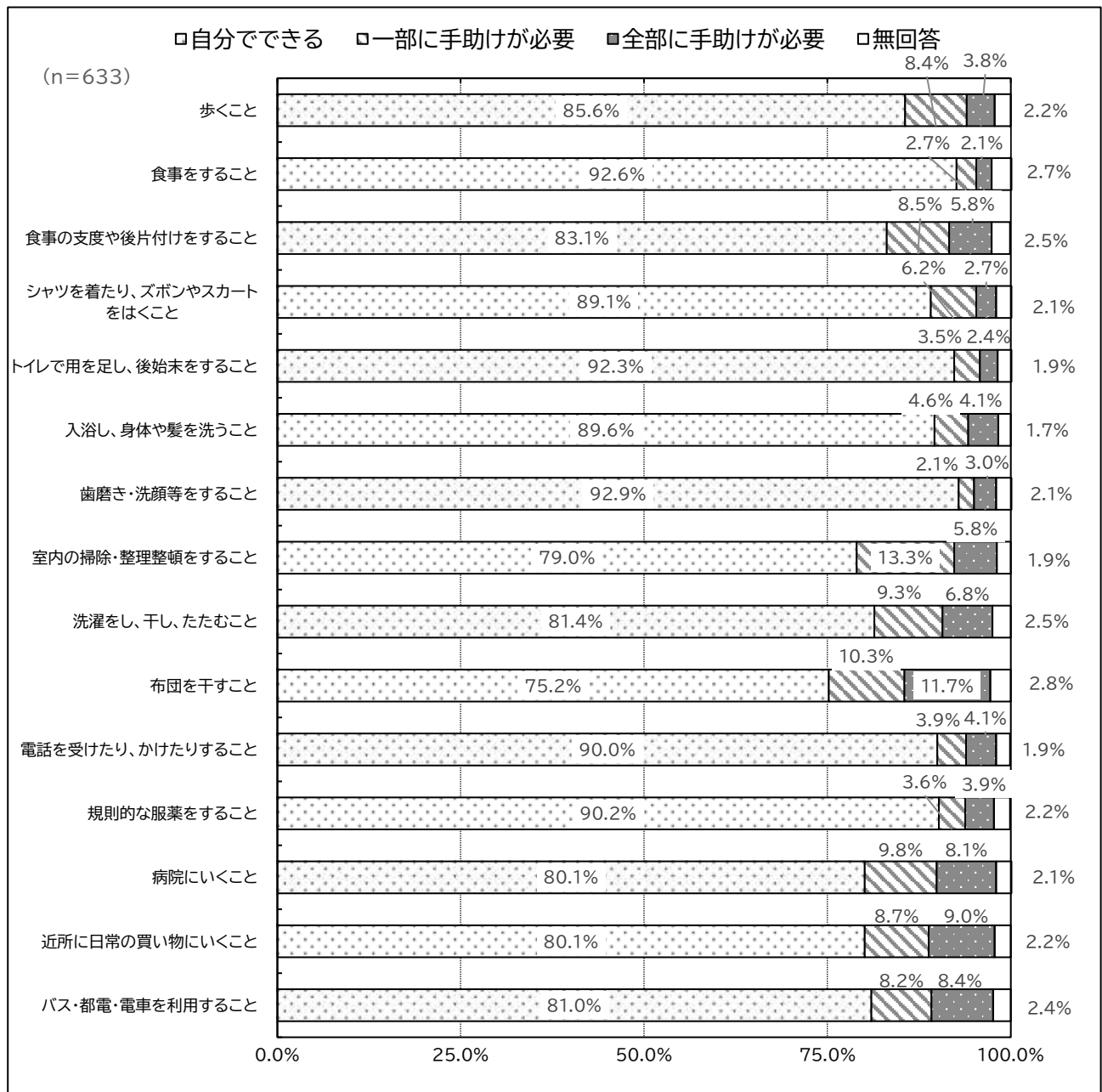
◇知的障がい者



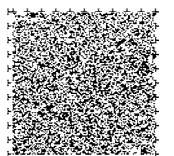
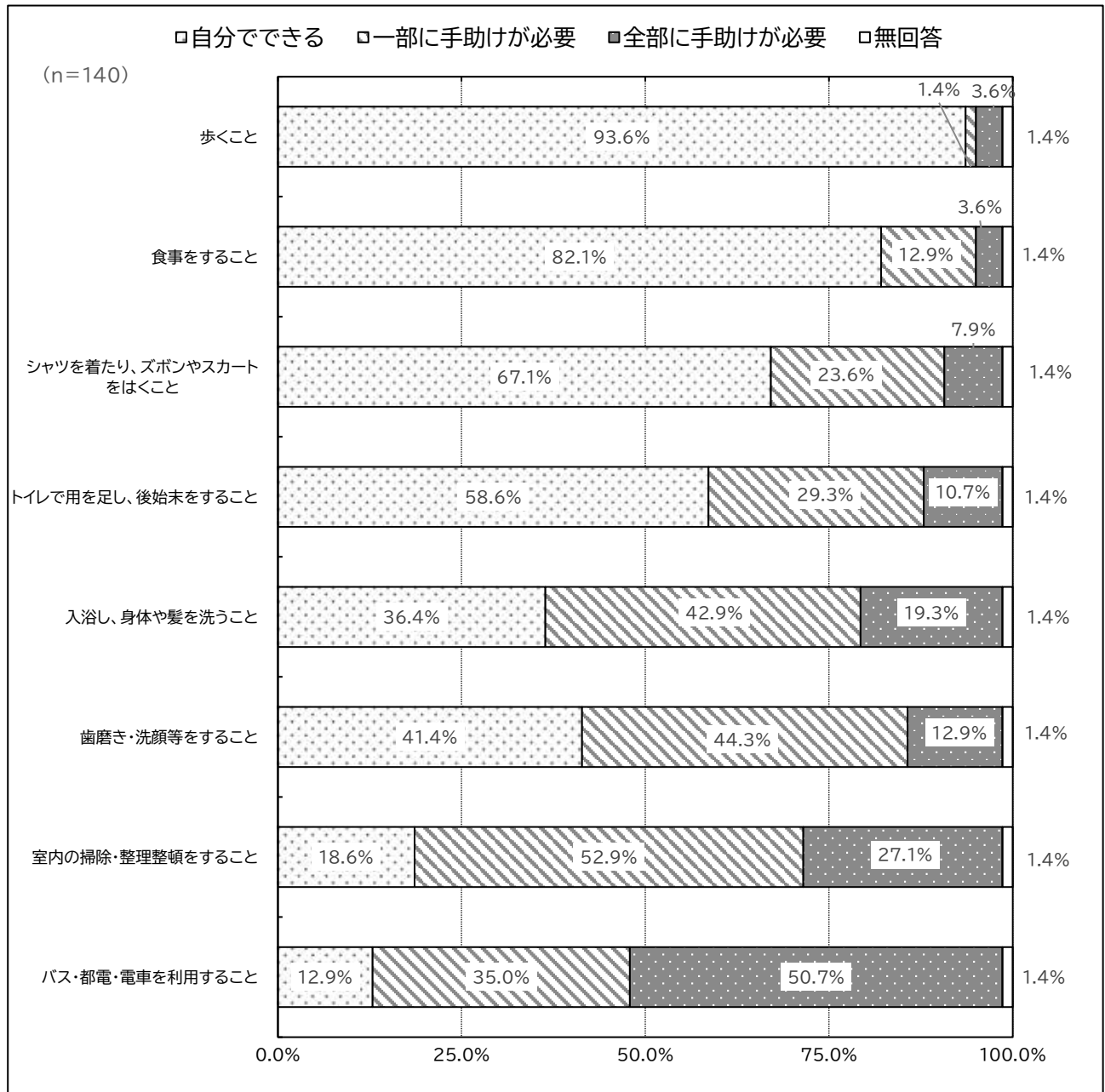
◇精神障がい者



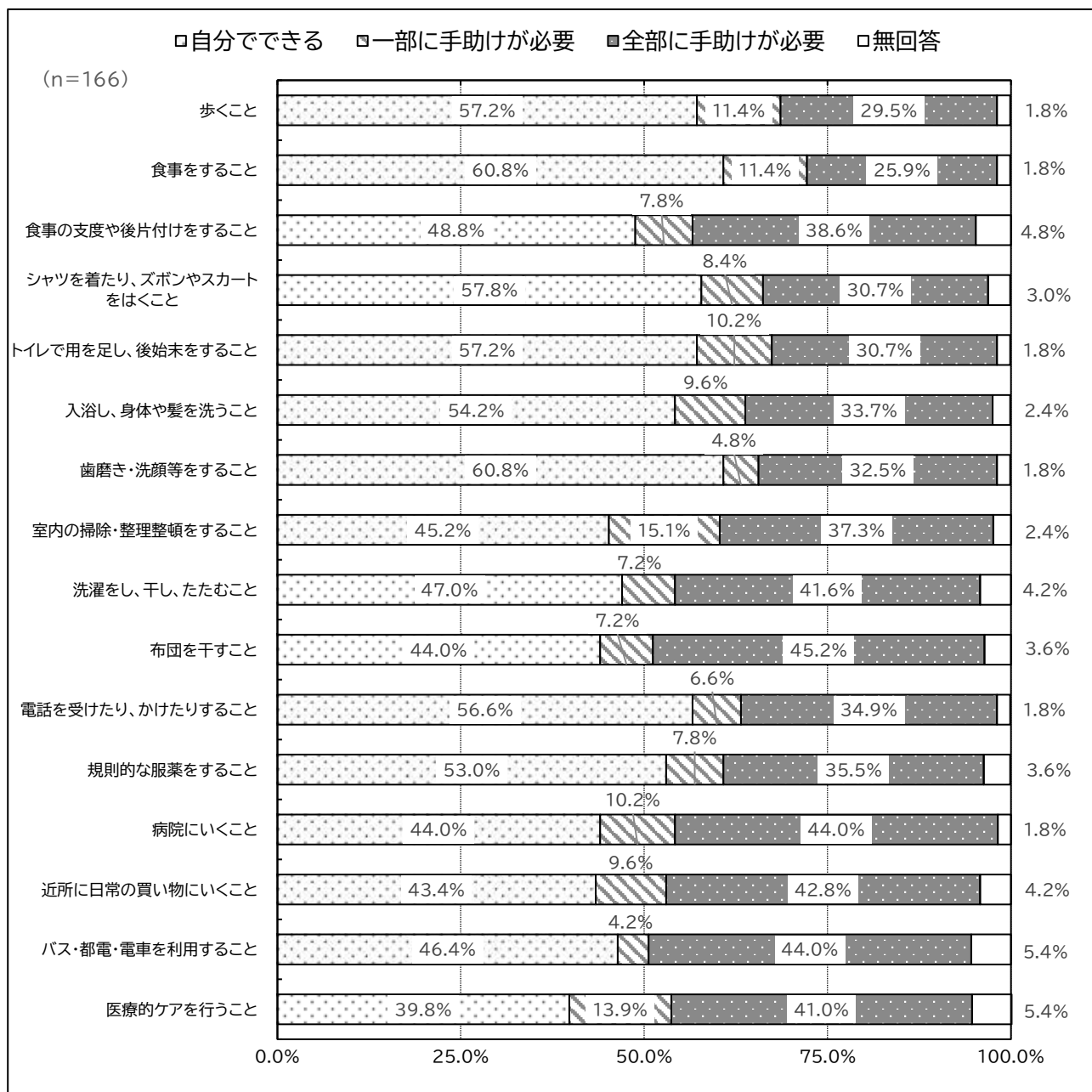
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者

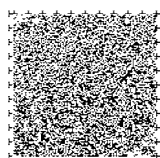


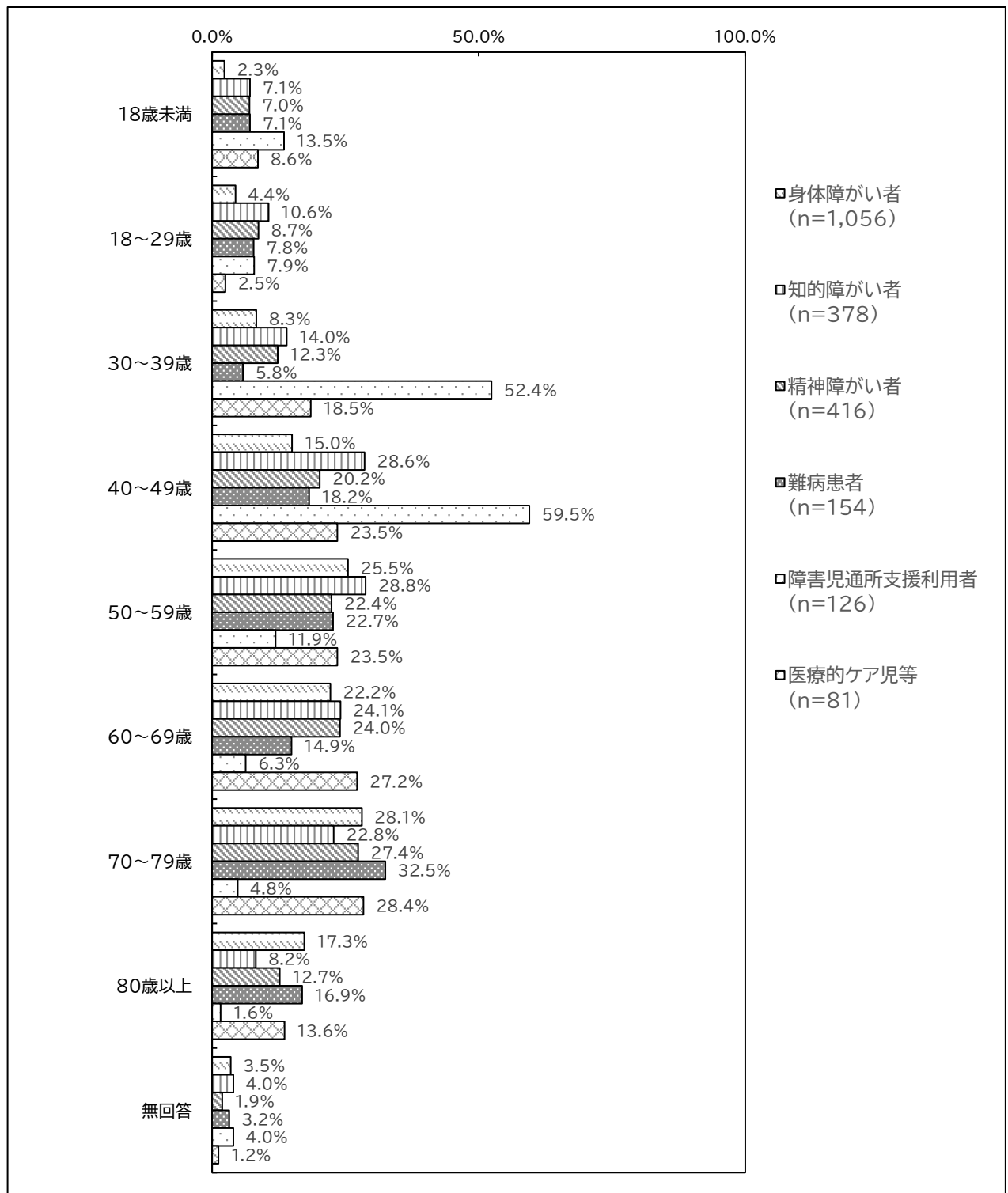
◇医療的ケア児等



② 親族における支援者の年齢

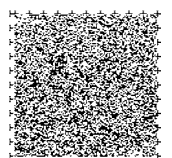
- 日常生活を送るうえで、親族から手助けを受けていると回答した方の支援者の年齢について、身体障がい者では「70～79歳」が28.1%、知的障がい者では「50～59歳」が28.8%、精神障がい者では「70～79歳」が27.4%、難病患者では「70～79歳」が32.5%、障害児通所支援利用者では「40～49歳」が59.5%、医療的ケア児等では「70～79歳」が28.4%と最も多くなっています。
- 18歳未満から手助けを受けていると回答した割合は、障害児通所支援利用者では13.5%と最も多く、医療的ケア児等では8.6%、知的障がい者・難病患者では7.1%となっており、18歳未満の方も日常生活の支援をしている状況にあります。



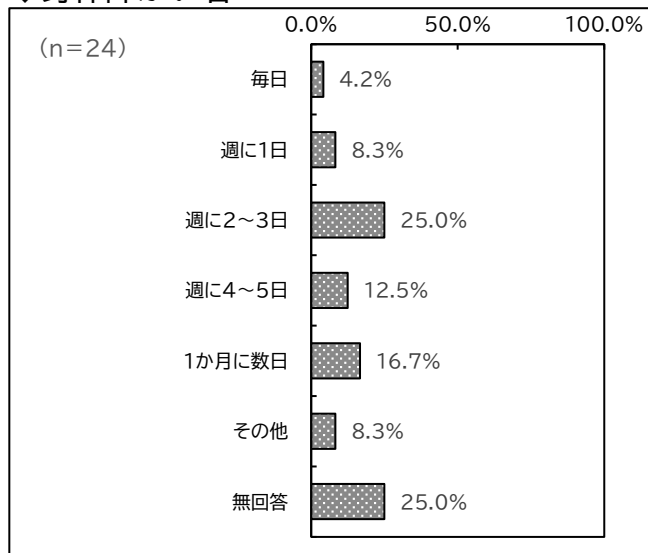


③ 18歳未満による支援の頻度

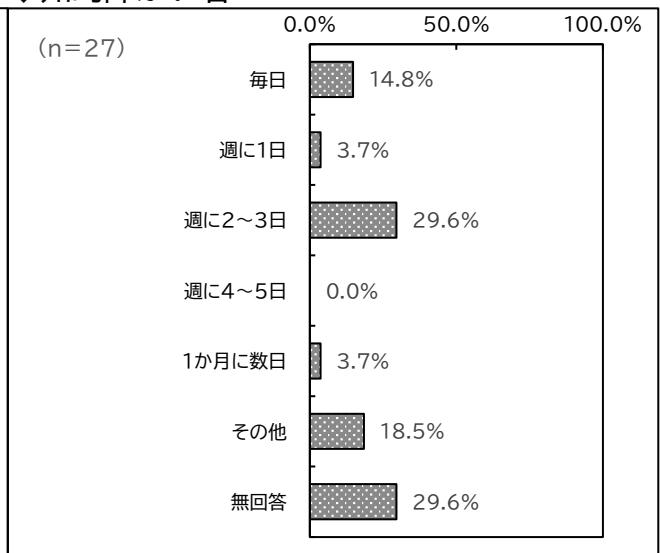
○ 18歳未満による支援の頻度について、身体障がい者では「週に2～3日」が25.0%、知的障がい者では「週に2～3日」が29.6%、精神障がい者では「毎日」が17.2%、難病患者では「1か月に数日」が18.2%、障害児通所支援利用者では「週に2～3日」が29.4%、医療的ケア児等では「1か月に数日」が28.6%と最も多くなっています。



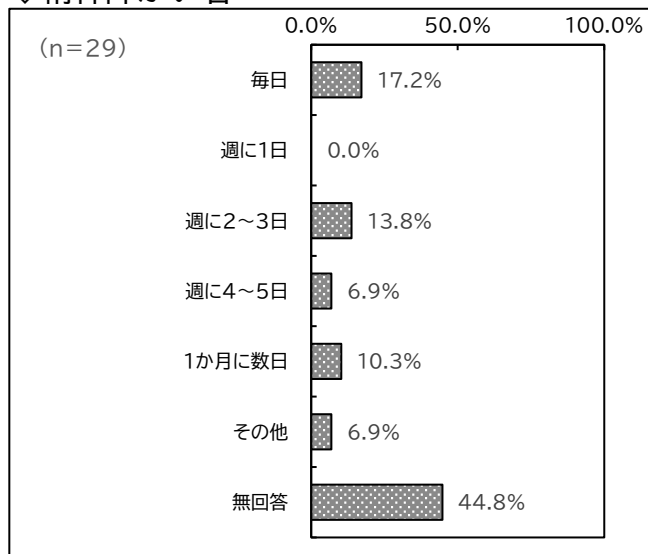
◇身体障がい者



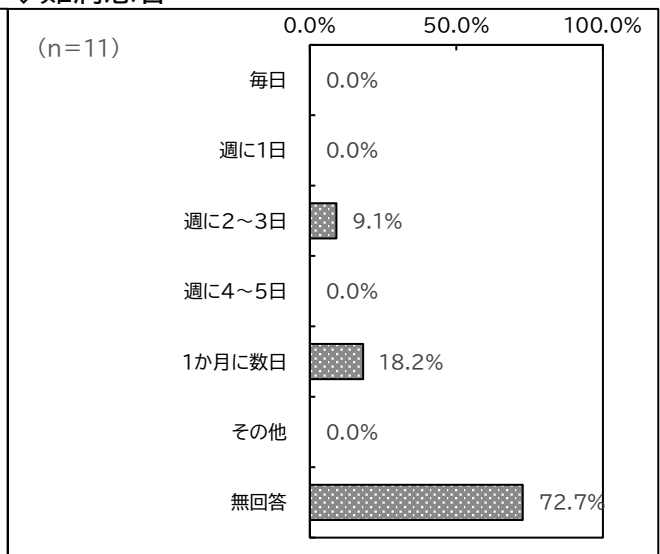
◇知的障がい者



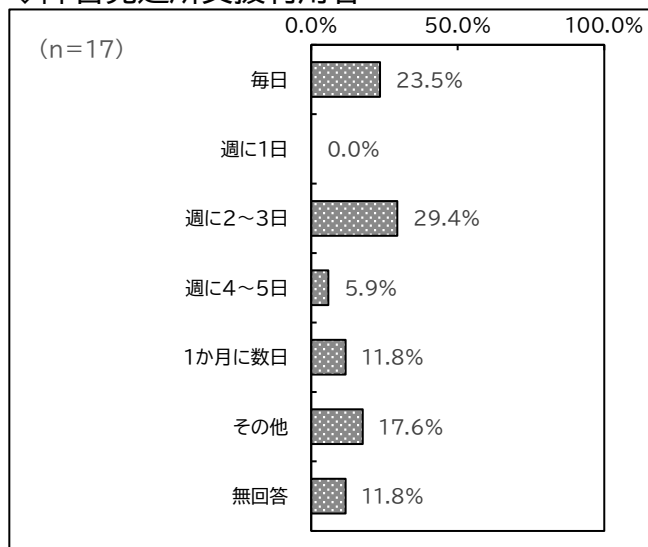
◇精神障がい者



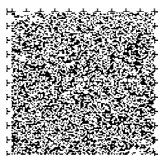
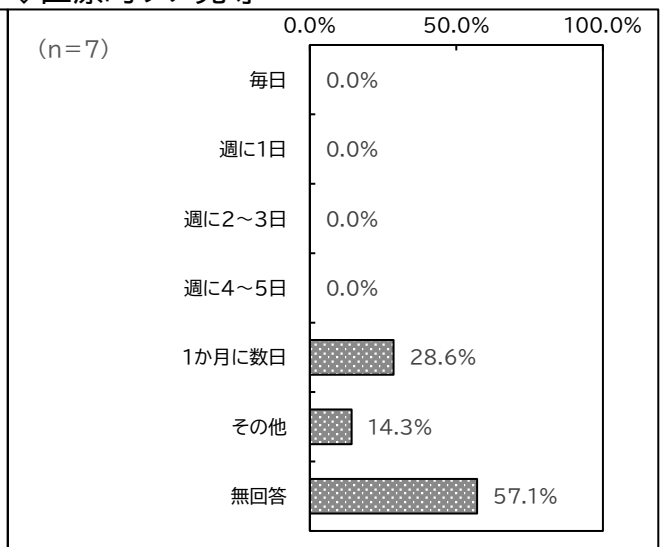
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



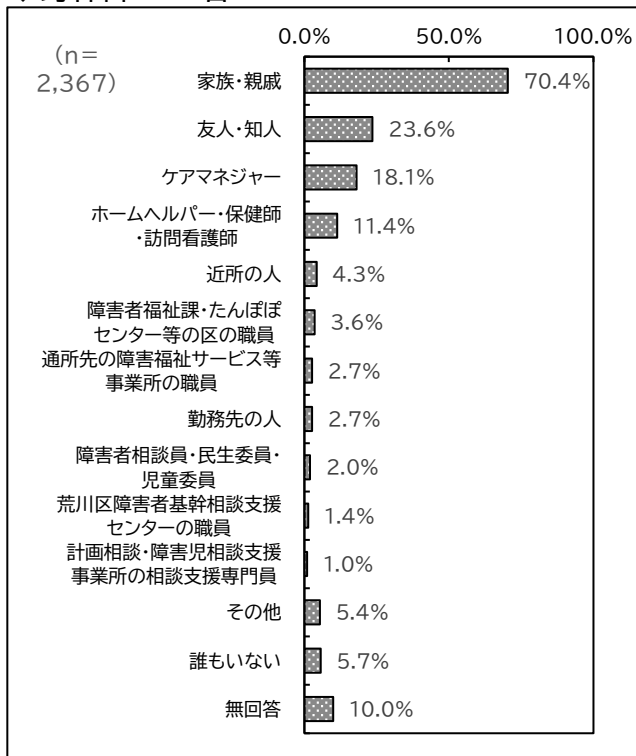
◇医療的ケア児等



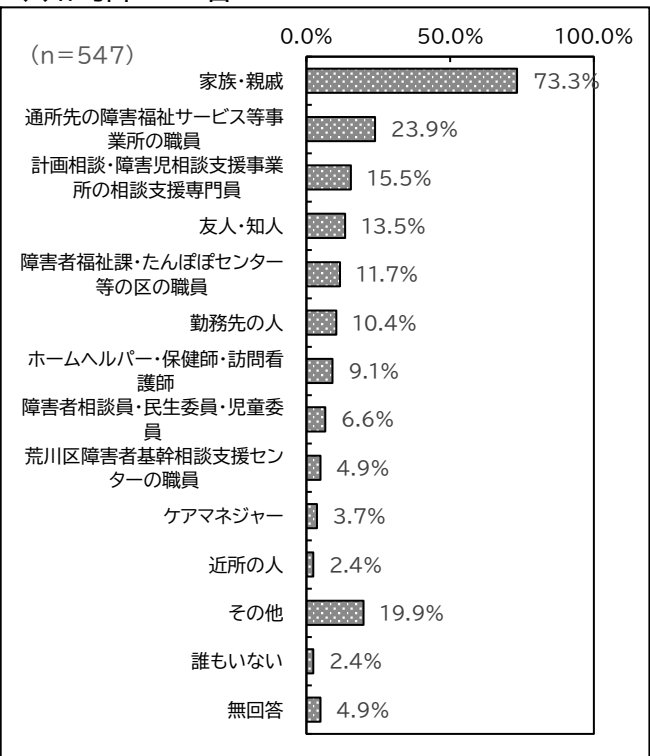
④ 日常のことや困りごとの相談相手

○ いずれの調査区分でも、「家族・親戚」の割合がもっと高くなっていますが、日ごろ接するような「ケアマネジャー」、「サービス事業所」、「病院等」などの割合も高くなっています。精神障がい者では、「精神障害者支援センター(アゼリア)の職員」や「荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)の職員」の割合が低くなっており、引き続き事業の周知を図る必要があります。また、医療的ケア児等では、「医療的ケア児等地域コーディネーター」の割合が低いので、事業の周知を図る必要があります。

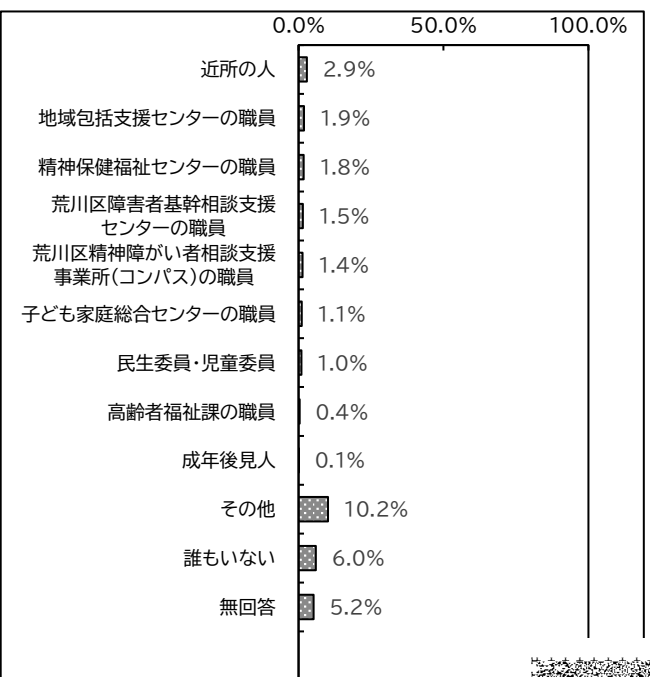
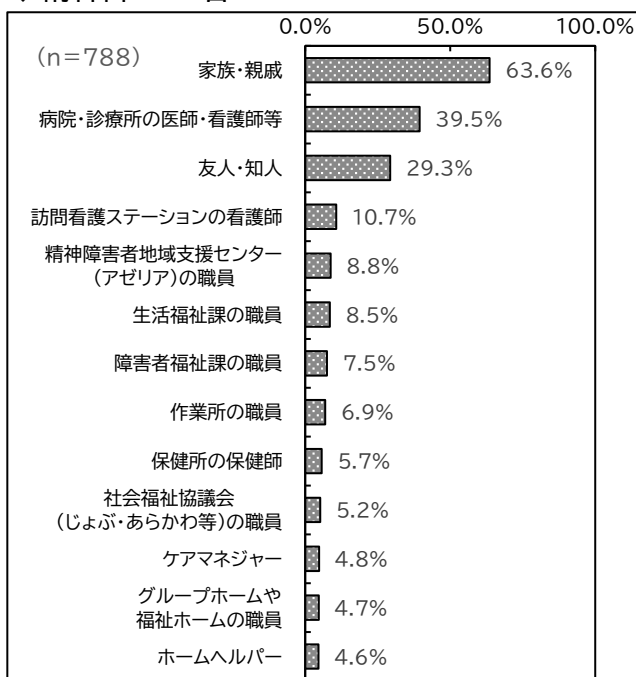
◇身体障がい者



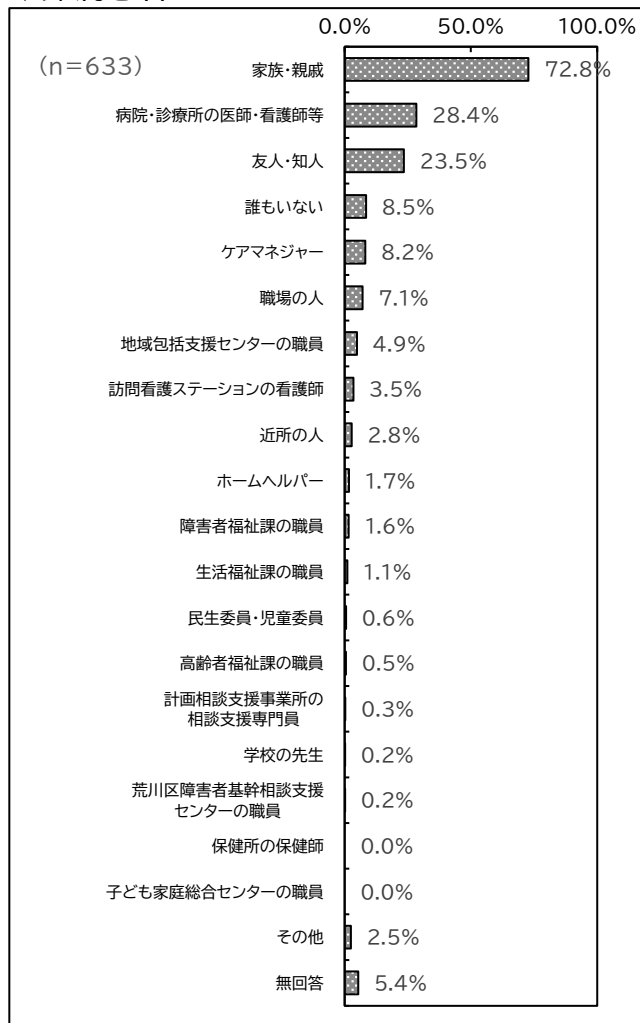
◇知的障がい者



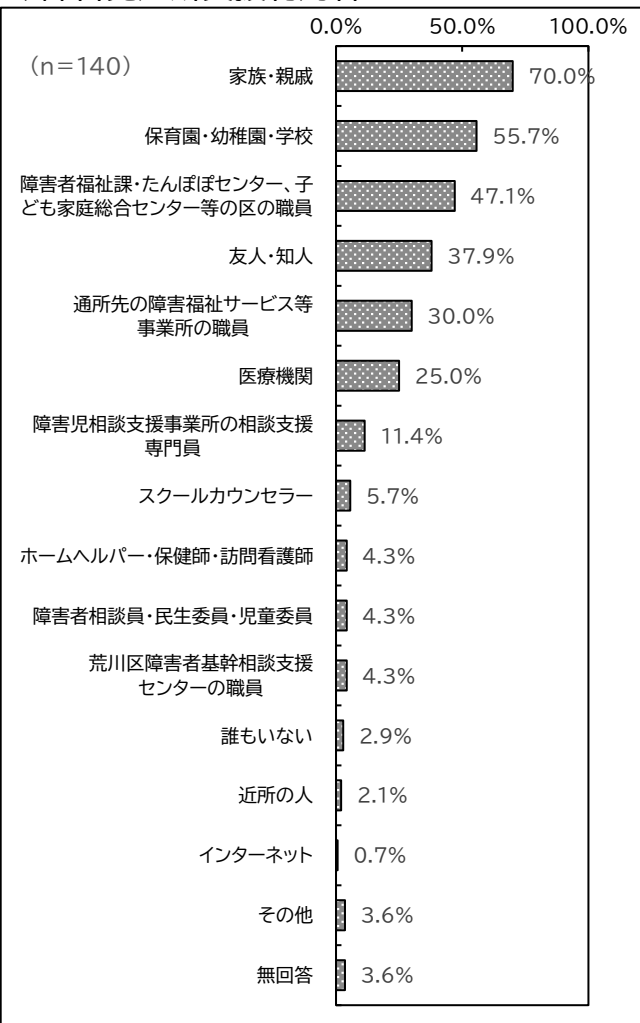
◇精神障がい者



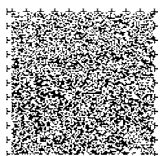
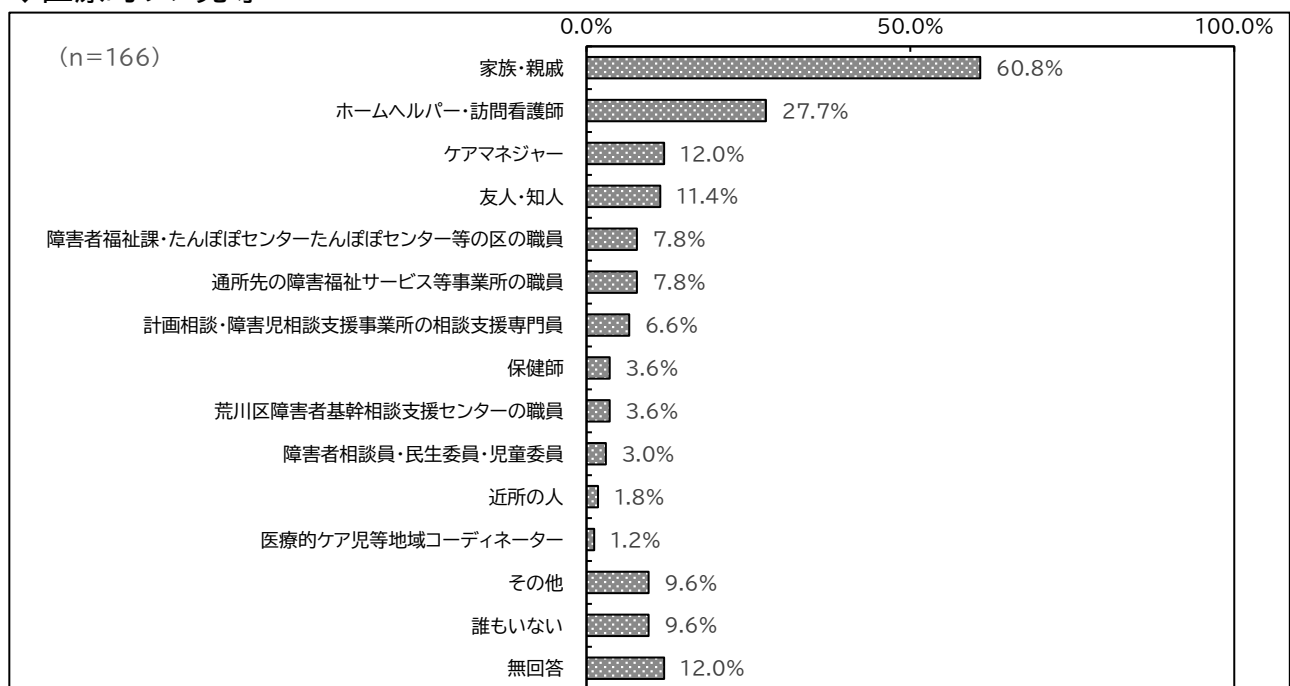
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



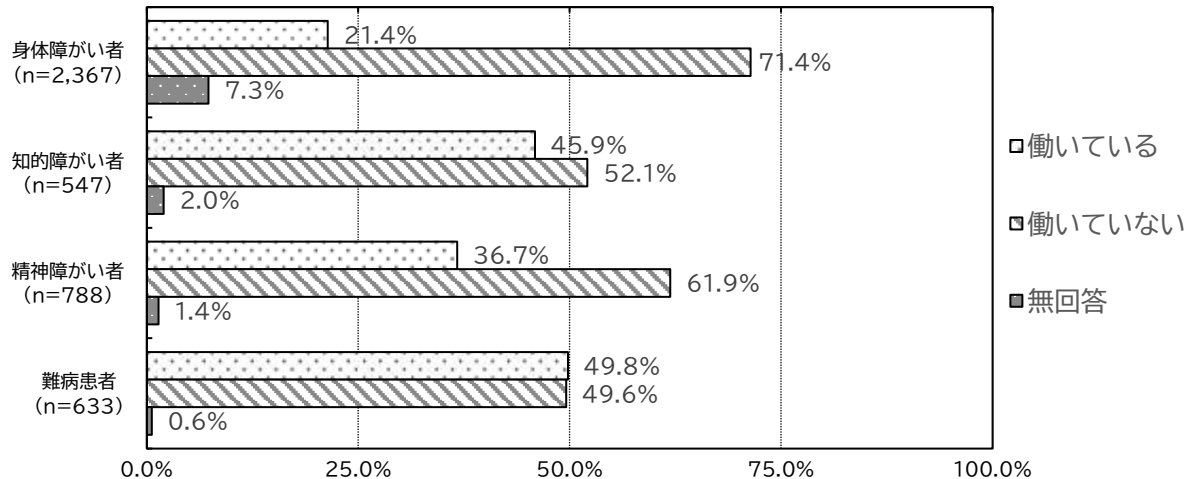
◇医療的ケア児等



(4)就労や就労形態の状況

① 就労の状況

- 就労は、難病患者で「働いている」人の割合が49.8%と最も多く、次いで知的障がい者が45.9%、精神障がい者が36.7%、身体障がい者が21.4%となっています。
- 身体障がい者については、回答者全体の69.5%が65歳以上であるため、就労率が低くなっています。



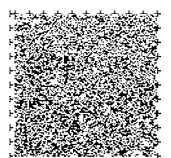
② 働いている人の就労形態

- 働いている人の就労形態は、身体障がい者では「会社員・団体職員(フルタイム)」が45.1%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が25.5%となっています。
- 知的障がい者では「就労継続支援B型」が41.0%と最も多く、次いで「会社員・団体職員(フルタイム)」が25.1%となっています。
- 精神障がい者では「パートタイマー・アルバイト」が35.6%と最も多く、次いで「会社員・団体職員(フルタイム)」が27.7%となっています。
- 難病患者では「会社員・団体職員(フルタイム)」が50.5%と最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が26.7%となっています。
- 平成29年度調査と比較すると、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で一般就労(会社員・パートタイマー等)の割合が増えており、一般就労者に対する支援の充実が重要になります。

(単位:%)

	会社員・団体職員(フルタイム)	パートタイマー・アルバイト	就労継続支援A型	就労継続支援B型	社会適応訓練への通所	内職業	家業手伝い	自営業	その他	無回答
身体障がい者 (n=506)	45.1 (37.5)	25.5 (27.2)	0.4 (0.6)	2.2 (0.8)	—	1.0 (3.0)	5.9 (9.6)	—	16.2 (19.5)	3.8 (1.6)
知的障がい者 (n=251)	25.1 (21.7)	21.1 (23.0)	2.8 (5.1)	41.0 (32.8)	—	0.0 (0.4)	—	0.0 (0.9)	5.2 (3.4)	4.8 (11.5)
精神障がい者 (n=289)	27.7 (10.1)	35.6 (18.4)	2.8 (4.1)	17.6 (15.2)	0.0 (0.9)	—	—	5.9 (3.2)	8.3 (3.2)	2.1 (44.2)
難病患者 (n=315)	50.5 (52.1)	26.7 (29.2)	—	—	—	0.3 (0.6)	1.6 (1.8)	15.2 (14.3)	5.1 (0.9)	0.6 (1.2)

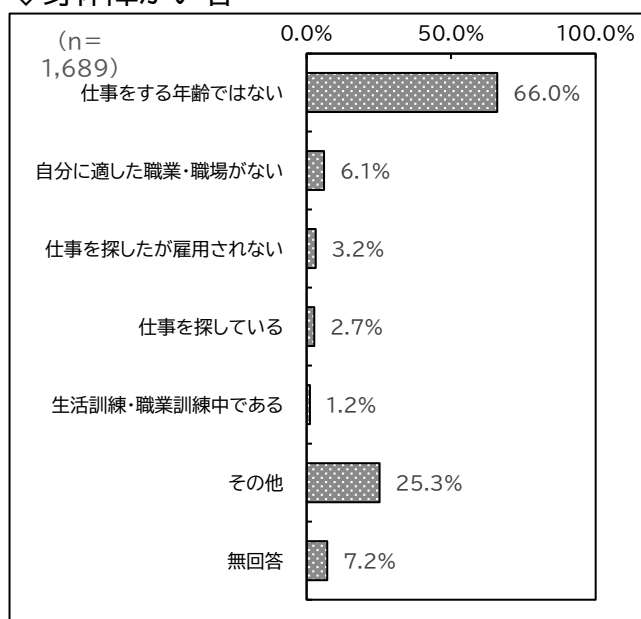
※表中の下段にある()内は、平成29年度調査の回答割合を示しています。



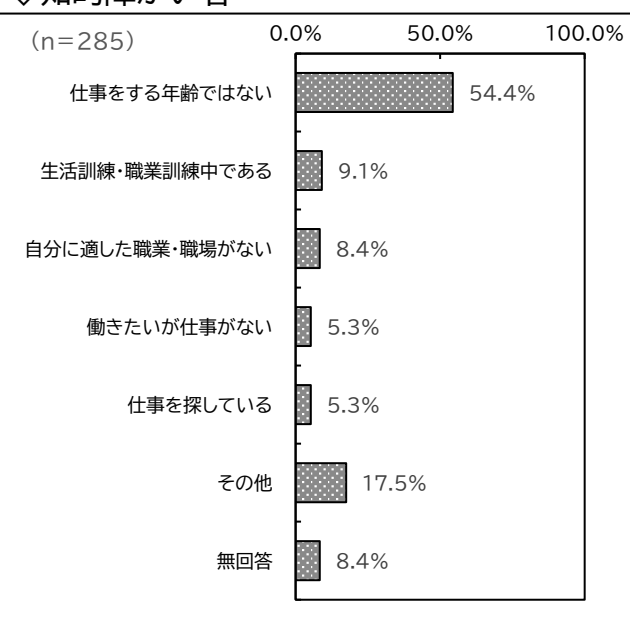
③ 就労していない理由(複数回答)

- 就労していない理由は、身体障がい者では、65歳以上の方が全体の69.5%に上っていることから、「仕事をする年齢ではない」が66.0%と最も多くなっています。
- 知的障がい者でも、「仕事をする年齢ではない」が最も多くなっていますが、本設問に回答した方(285人)のうち、18歳未満と65歳以上の回答者が59.3%に上っていることが理由と考えられます。
- 就労年齢である18～64歳が全体の79.0%を占める精神障がい者では、「仕事をする体力・気力がない」が54.7%、「自分に適した職業・職場がない」が15.2%となっています。
- 65歳以上が46.1%に上る難病患者では、「仕事をする年齢ではない」が42.4%となっています。

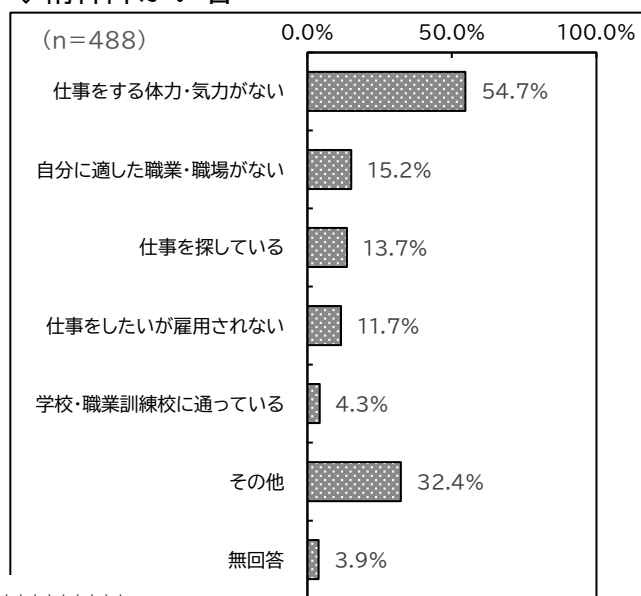
◇身体障がい者



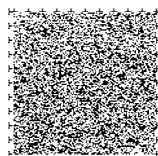
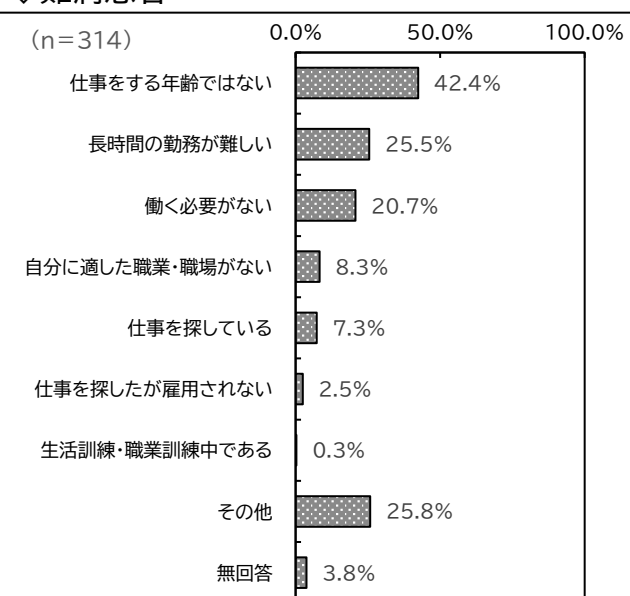
◇知的障がい者



◇精神障がい者



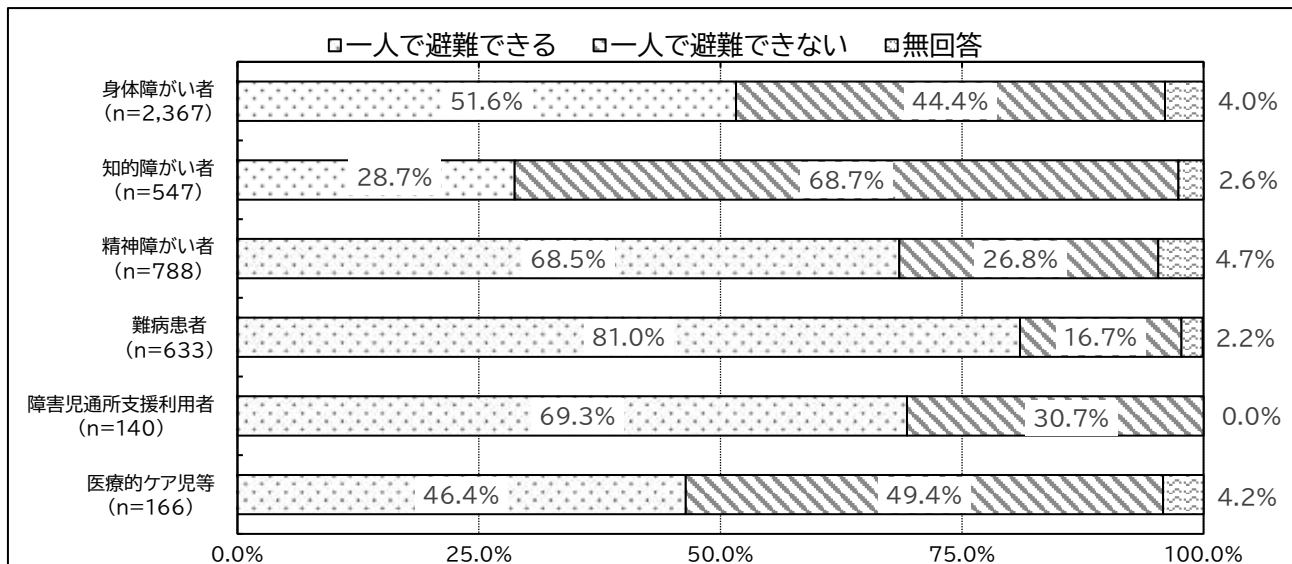
◇難病患者



(5)地震・火災などの災害時の状況

① 災害時における一人での避難の有無

○ 地震・火災などの災害時の避難にあたり、一人で避難できない割合(未就学児の場合は、保護者一人で子どもを連れて避難ができない割合)は、知的障がい者が最も高く、68.7%、次いで医療的ケア児等が49.4%、身体障がい者が44.4%、障害児通所支援利用者が30.7%、精神障がい者が26.8%、難病患者が16.7%となっており、特に知的障がい者について、援助者の必要性が高くなっています。

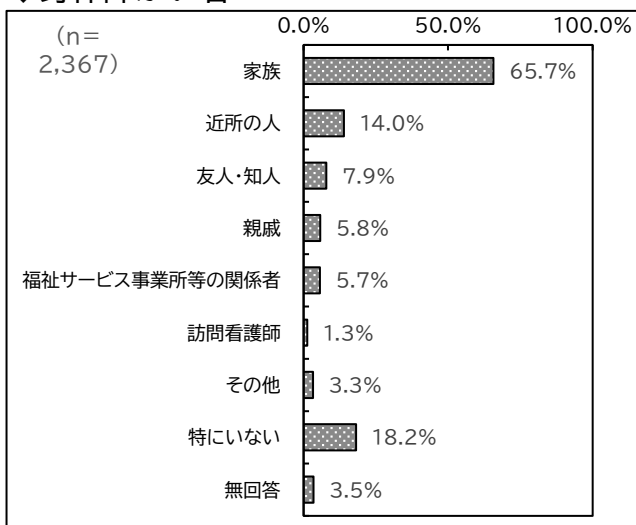


② 避難する際の援助者の状況

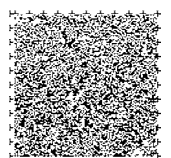
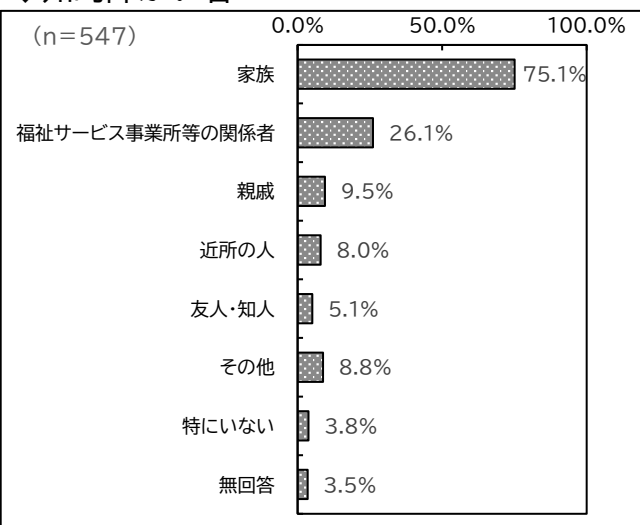
○ 避難する際の援助者の状況では、いずれの調査区分でも、「家族」と答えた人の割合が最も高くなっています。

○ また、援助者が「特にない」と答えた人の割合は、精神障がい者が28.3%で最も多く、身体障がい者が18.2%、難病患者が16.1%、医療的ケア児等が15.1%、障害児通所支援利用者が5.0%、知的障がい者が3.8%となっています。

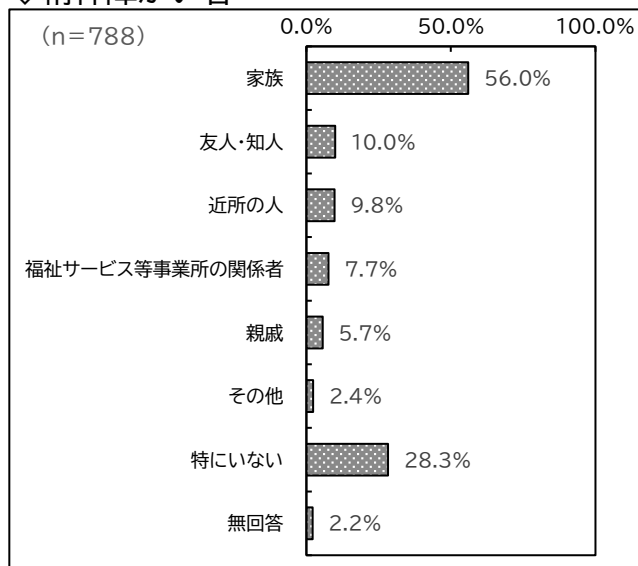
◇身体障がい者



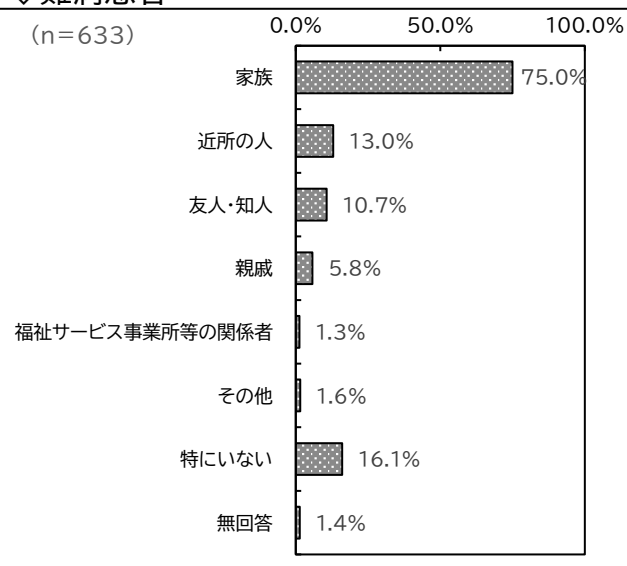
◇知的障がい者



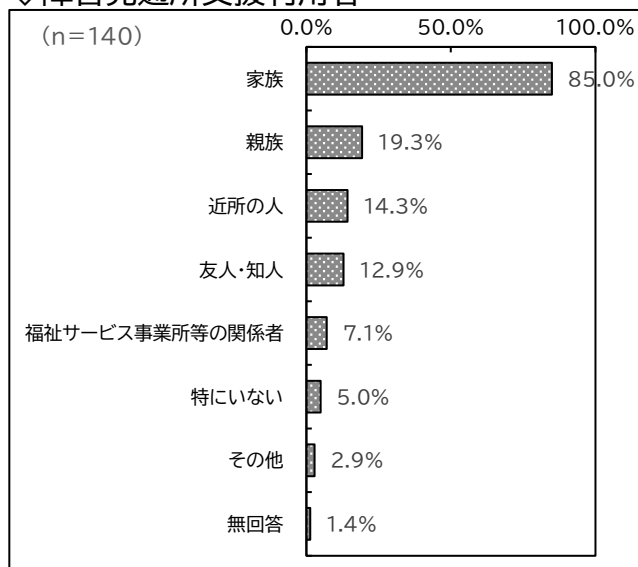
◇精神障がい者



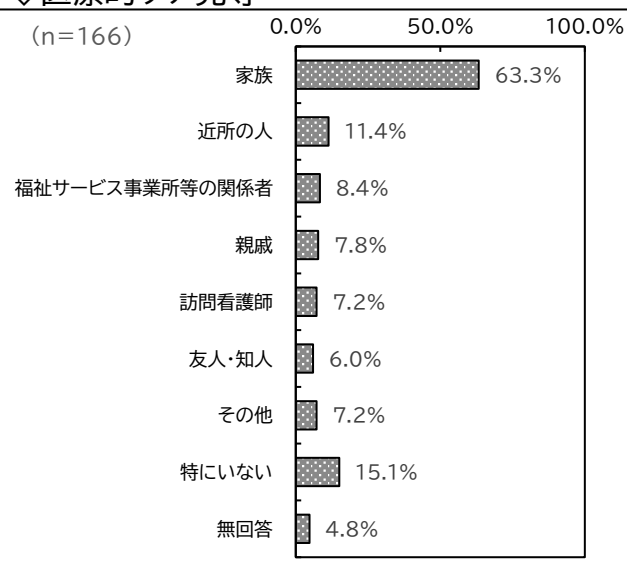
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者

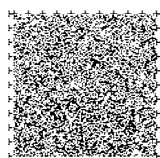


◇医療的ケア児等



(6)福祉サービスの利用状況(複数回答)

- 身体障がい者のサービス利用状況では、利用率が37.1%と最多の「福祉タクシー券」のほか、「補装具」や「デイサービス」が多くなっています。障がいの部位及び年齢により、利用できるサービスが異なるため、対象者の少ないサービスについては、認知度が低いものもあります。
- 知的障がい者のサービス利用状況では、「計画相談支援」の利用が最も多く(39.1%)、「障害児相談支援」(11.0%)と合わせると、50.1%の方が自立支援給付・障がい児通所給付(法定サービス)を利用していることがわかります。その中で利用率が高いサービスは「放課後等デイサービス」であり、地域生活支援事業の「ガイドヘルパー(移動支援)」も利用率が高くなっています。また、成年後見人制度では、「知っているが利用なし」と答えた人の割合は42.2%、「知らない」が41.9%となっており、制度の認知



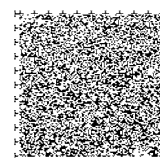
度をさらに上げる必要があります。また利用率も低いため、利用支援も行っていく必要があります。

- 精神障がい者のサービス利用状況では、金銭面等の支援の「都営交通無料乗車券」の利用が最も多く69.7%となっています。現在、最も多く利用されている施設は「就労移行支援・就労継続支援事業所(福祉作業所)」で、10.7%の人が利用中です。精神障害者地域生活支援センター「アゼリア」、精神障がい者相談支援事業所「コンパス」を利用しない理由として、「知らない」が多いことから、認知度の向上が必要です。
- 難病患者のサービス利用状況では、医療助成制度等の「難病等の医療費助成」の利用が最も多く、74.1%となっています。現在最も多く利用されている施設は「荒川区保健所」で、14.0%の人が利用中または利用したことがあります。
- 障害児通所支援利用者のサービス利用状況では、在宅系サービスは「児童発達支援」の利用者が最も多く46.4%となっています。最も多く利用されている施設は「心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)」で、45.7%の人が現在利用中です。
- 医療的ケア児等のサービス利用状況では、「日常生活用具の給付」の利用者が最も多く30.7%となっています。現在最も多く利用されている施設は「障害者福祉会館(アクロスあらかわ)」で、8.4%となっています。

◇身体障がい者(n=2367)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	9.1	3.0	46.7	24.7	16.5
ガイドヘルパー	1.6	0.8	31.6	46.5	19.5
ショートステイ	2.4	4.2	49.6	25.3	18.5
地域定着支援	3.2	1.2	27.4	48.8	19.4
児童発達支援	0.3	0.2	17.2	57.0	25.2
医療型児童発達支援	0.1	0.1	16.3	58.0	25.4
放課後等デイサービス	0.5	0.4	21.5	52.2	25.4
保育所等訪問支援	0.3	0.1	16.3	57.6	25.7
居宅訪問型児童発達支援	0.1	0.1	15.3	58.7	25.8
デイサービス	11.7	4.1	51.8	15.6	16.9
緊急一時保護	0.3	0.3	23.4	54.2	21.7
日中一時支援	0.8	0.5	21.4	54.9	22.4
留守番看護師派遣	0.1	0.2	16.6	62.3	20.7



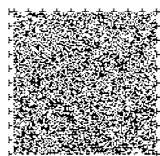
【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	12.5	8.5	29.7	30.4	18.9
日常生活用具	6.7	4.7	28.7	40.1	19.8
住宅設備改善	4.6	9.1	34.3	32.5	19.5
紙おむつ等	11.1	2.2	37.8	31.5	17.4

【コミュニケーション支援】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
対面音訳者派遣	0.1	0.1	18.6	59.8	21.3
手話通訳者派遣	0.7	0.6	18.3	58.6	21.8

【衛生に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
寝具乾燥消毒	0.4	0.2	19.0	59.9	20.5
巡回入浴・施設入浴	3.8	1.0	47.4	28.9	19.0
理美容	2.1	1.3	31.9	45.2	19.4

【交通手段に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
福祉タクシー券	37.1	6.4	24.5	19.3	12.8
コミュニティバス乗車券	9.8	4.0	24.9	44.3	17.0

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	10.8	3.6	26.6	39.7	19.3
地域移行支援	1.0	1.5	25.9	51.9	19.7
障害児相談支援	0.5	0.3	18.3	54.9	26.0
電話料金の補助	3.7	1.1	17.6	59.1	18.5
配食サービス	2.1	2.4	32.2	46.9	16.5
避難行動要支援者登録事業	3.0	0.9	25.8	51.6	18.6
緊急通報システムの設置	4.7	0.9	25.3	51.0	18.0
補助犬利用	0.1	0.2	41.6	37.3	20.8
就学相談・教育相談	0.3	0.9	23.4	51.5	23.9
成年後見人制度	0.5	0.3	36.8	40.3	22.1
地域福祉権利擁護事業	1.4	0.8	24.9	52.5	20.4

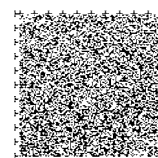


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	2.4	4.4	28.3	48.3	16.6
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)の療育訓練	0.6	2.8	21.8	56.8	18.0
荒川福祉作業所・荒川生活実習所	0.2	0.4	24.9	56.2	18.3
尾久生活実習所 (希望の家本所・分場)	0.3	0.2	21.1	60.0	18.4
荒川区障害者基幹相談支援センター	0.3	0.8	20.0	60.9	18.1
民間作業所 (就労継続支援、就労移行支援事業所)	0.6	0.5	20.7	59.4	18.8
グループホーム	0.7	0.3	27.8	52.9	18.3
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	0.5	1.2	17.4	61.5	19.4
荒川区保健所	1.6	13.6	46.1	20.3	18.3
東京都心身障害者福祉センター	0.7	3.7	27.4	49.5	18.7
東京都障害者総合スポーツセンター	0.7	3.9	24.5	51.8	19.0
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	0.6	10.0	33.9	36.6	18.9
東京都障害者休養ホーム	0.1	0.8	15.5	64.9	18.7
荒川区子ども家庭総合センター	0.2	0.3	16.6	63.0	19.9

◇知的障がい者(n=547)

(単位:%)

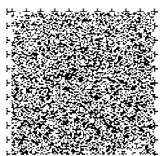
【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	4.2	4.6	27.6	48.4	15.2
ガイドヘルパー	11.5	7.1	21.8	46.1	13.5
ショートステイ	5.3	12.4	37.1	32.9	12.2
地域定着支援	1.3	0.4	19.0	65.1	14.3
児童発達支援	6.8	13.9	15.5	49.2	14.6
医療型児童発達支援	0.2	2.6	13.7	67.5	16.1
放課後等デイサービス	16.3	8.0	22.1	39.5	14.1
保育所等訪問支援	0.7	2.9	15.4	64.9	16.1
居宅訪問型児童発達支援	—	0.9	13.7	68.0	17.4
デイサービス	4.0	4.9	41.7	34.7	14.6
緊急一時保護	0.4	3.7	33.5	47.7	14.8
日中一時支援	4.6	4.0	24.7	51.4	15.4



【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	3.1	2.9	21.0	58.9	14.1
日常生活用具	0.7	1.1	22.9	60.5	14.8
紙おむつ等	7.7	1.6	23.9	52.8	13.9

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	39.1	5.7	14.4	29.4	11.3
地域移行支援	1.8	1.6	17.6	65.4	13.5
障害児相談支援	11.0	6.2	16.8	49.5	16.5
施設入浴	2.7	3.8	28.7	50.6	14.1
避難行動要支援者登録事業	5.1	1.8	28.0	50.1	15.0
就学相談・教育相談	4.0	23.6	21.8	36.2	14.4
成年後見人制度	2.6	0.4	42.2	41.9	13.0
地域福祉権利擁護事業	2.0	2.7	21.8	58.7	14.8
コミュニティバス乗車券	14.3	6.6	23.0	42.0	14.1

【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	10.6	19.6	33.8	24.5	11.5
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)の療育訓練	4.2	31.4	28.5	24.5	11.3
地域活動支援センター (スクラムあらかわ)	7.7	9.0	27.4	43.3	12.6
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	0.4	3.1	21.0	61.4	14.1
荒川区精神障がい者相談支援事業 所(コンパス)	0.2	0.5	11.9	73.7	13.7
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.1	0.7	13.5	69.1	15.5
グループホーム	13.2	1.5	43.0	30.9	11.5
荒川区保健所	4.0	26.7	42.2	14.1	13.0
就労移行支援、就労継続支援事業所 (福祉作業所)	14.4	6.6	38.2	28.0	12.8
生活介護施設(生活実習所等)	8.6	1.3	34.6	41.7	13.9
東京都心身障害者福祉センター	1.6	11.0	34.6	39.3	13.5
東京都障害者総合スポーツセンター	1.8	15.2	28.7	40.8	13.5
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	1.1	11.3	36.0	38.6	13.0



【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	7.7	8.6	28.3	42.4	13.0
東京都障害者休養ホーム	0.5	2.0	10.2	73.9	13.3
荒川区子ども家庭総合センター	2.0	8.4	19.6	56.7	13.3

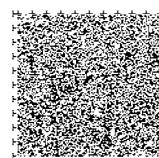
◇精神障がい者(n=788)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	5.3	1.1	20.4	66.1	7.0
ショートステイ	1.0	2.2	27.9	60.4	8.5
地域定着支援	0.8	0.6	11.7	78.3	8.6
児童発達支援	0.3	0.6	9.3	80.5	9.4
放課後等デイサービス	0.6	0.3	16.1	73.1	9.9
訪問看護	13.3	4.1	35.5	38.6	8.5
移動支援	1.5	1.0	14.1	75.0	8.4
医療機関等のデイケア	8.2	10.7	25.4	46.6	9.1
社会適応訓練	0.8	2.5	15.1	74.5	7.1

【金銭面等の支援】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害年金	40.2	2.4	30.5	19.9	7.0
医療費の公費負担	54.7	7.9	4.3	25.6	7.5
都営住宅の優先入居	4.9	2.5	32.6	50.5	9.4
都営交通無料乗車券	69.7	7.0	6.2	10.2	7.0
公共施設使用料の減額、免除	24.4	15.6	20.3	32.1	7.6
NHK 受信料の減額、免除	27.7	4.6	26.0	35.7	6.1

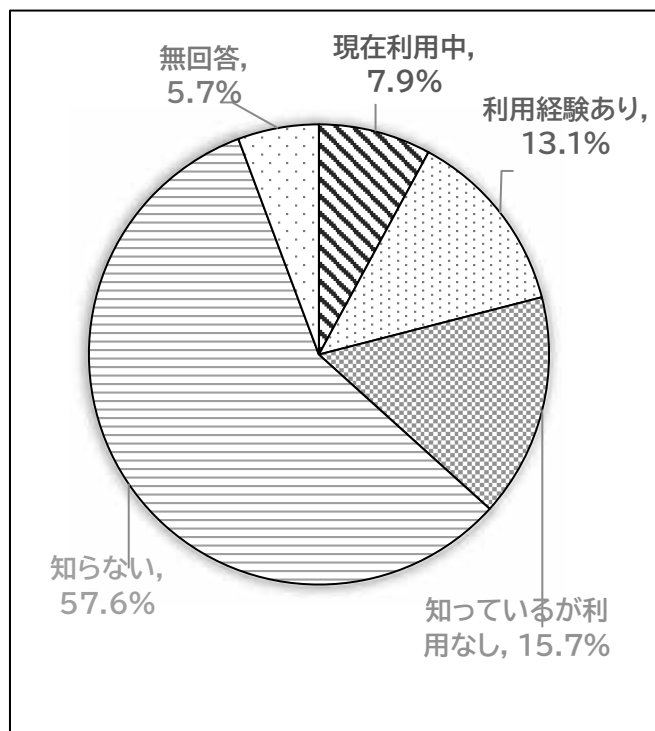
【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
成年後見人制度	0.9	0.5	38.3	52.7	7.6
あんしんサポート (地域福祉権利擁護事業)	1.0	0.3	10.3	80.1	8.4
計画相談支援	14.6	4.9	8.8	63.7	8.0
地域移行支援	0.8	1.8	9.4	80.1	8.0
障害児相談支援	0.5	0.6	9.9	79.2	9.8
避難行動要支援者登録事業	3.9	1.9	17.4	67.8	9.0



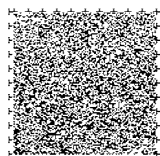
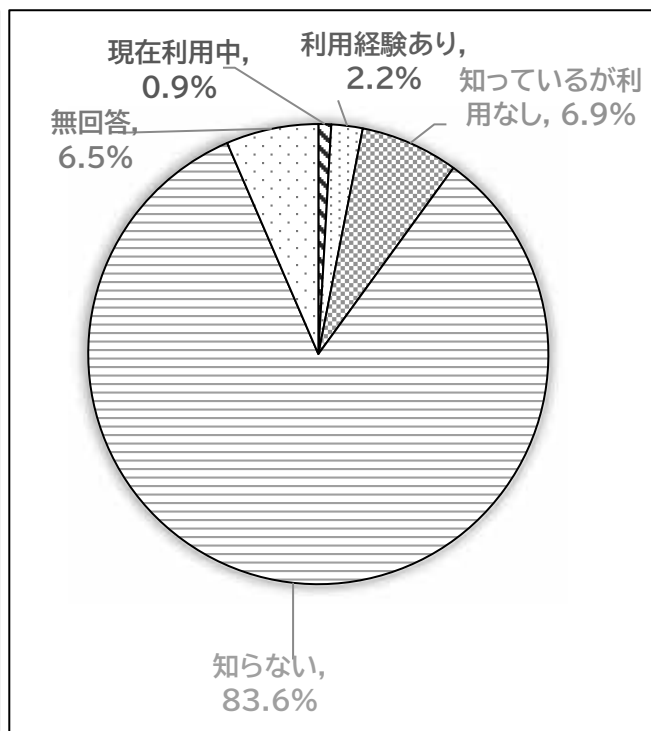
【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
保健所相談	5.5	18.0	21.6	47.0	8.0
こころの夜間電話相談	0.4	4.9	24.7	60.9	9.0

【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	0.9	6.7	19.7	66.6	6.1
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	7.9	13.1	15.7	57.6	5.7
荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)	0.9	2.2	6.9	83.6	6.5
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.4	0.4	6.2	84.8	7.2
就労移行支援、就労継続支援事業所 (福祉作業所)	10.7	11.4	19.9	51.6	6.3
グループホーム	1.8	2.7	34.1	54.7	6.7
福祉ホーム	0.6	0.5	17.6	74.4	6.9
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	4.6	11.2	16.8	60.4	7.1
東京都障害者総合スポーツセンター	0.8	5.8	13.7	72.6	7.1
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	3.4	31.5	28.6	29.2	7.4

【精神障害者地域生活支援センター利用状況】



【精神障がい者相談支援事業所利用状況】



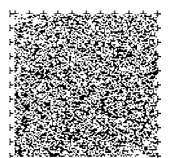
◇難病患者(n=633)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	3.2	1.1	38.1	44.2	13.4
ガイドヘルパー	0.2	0.5	23.1	60.8	15.5
ショートステイ	0.6	1.1	46.3	37.1	14.8
デイサービス	5.5	2.1	50.9	29.5	12.0

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	4.7	1.4	22.9	55.9	15.0
地域移行支援	0.2	0.5	20.9	63.3	15.2
地域定着支援	1.3	0.9	18.2	64.8	14.8
補装具の交付	1.7	1.6	25.4	56.1	15.2
日常生活用具の給付	2.4	1.3	22.7	58.9	14.7
就学相談・教育相談	—	0.8	23.2	59.6	16.4

【医療助成制度等】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	対象外の制度である	知らない	無回答
心身障害者医療費助成(マル障)	2.5	1.4	5.2	33.6	36.3	20.9
難病等の医療費助成	74.1	3.6	2.8	1.9	8.2	9.3
自立支援医療(厚生医療)	0.6	0.2	3.6	28.0	47.7	19.9
自立支援医療(育成医療)	0.2	0.2	2.8	27.5	49.1	20.2
自立支援医療(精神通院)	1.4	0.5	2.5	27.6	47.9	20.1
小児精神障害者入院医療費助成	—	0.3	2.1	29.1	48.0	20.5
療養介護	1.1	0.3	3.6	23.4	51.2	20.4
医療型児童発達支援	0.2	0.2	1.7	27.5	49.9	20.5



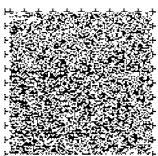
【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	1.1	1.1	28.6	54.5	14.7
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	0.2	0.3	19.3	64.5	15.8
荒川区保健所	1.4	12.6	51.3	19.4	15.2
東京都難病相談・支援センター	1.4	4.6	38.9	40.8	14.4
東京都障害者総合スポーツセンター	0.5	0.6	24.5	59.1	15.3
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	0.8	10.4	36.8	37.3	14.7
荒川区子ども家庭総合センター	－	1.4	22.3	60.7	15.6

◇障害児通所支援利用者(n=140)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	－	1.4	21.4	66.4	10.7
ガイドヘルパー	－	－	15.7	73.6	10.7
ショートステイ	－	0.7	35.7	51.4	12.1
児童発達支援	46.4	11.4	24.3	11.4	6.4
医療型児童発達支援	5.7	0.7	28.6	55.0	10.0
保育所等訪問支援	2.9	1.4	27.1	57.9	10.7
居宅訪問型児童発達支援	1.4	－	15.0	71.4	12.1
放課後等デイサービス	31.4	2.1	43.6	15.0	7.9
日中一時支援	－	－	17.1	72.1	10.7

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害児相談支援	52.1	7.1	15.0	17.1	8.6
就学相談・教育相談	20.7	22.9	25.0	24.3	7.1

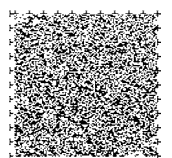


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	7.1	5.0	32.1	46.4	9.3
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)	45.7	37.9	10.7	2.1	3.6
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	—	1.4	12.1	76.4	10.0
荒川区障害者基幹相談支援センター	0.7	0.7	12.9	76.4	9.3
荒川区保健所	5.0	33.6	46.4	6.4	8.6
東京都心身障害者福祉センター	0.7	0.7	20.7	68.6	9.3
東京都障害者総合スポーツセンター	—	1.4	15.7	73.6	9.3
荒川区子ども家庭総合センター	0.7	15.0	45.7	30.7	7.9

◇医療的ケア児等(n=166)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
居宅介護(ホームヘルプ)	21.1	3.6	40.4	13.9	21.1
重度訪問介護	6.6	—	35.5	30.1	27.7
同行援護	4.8	3.0	30.7	32.5	28.9
行動援護	3.6	0.6	27.7	37.3	30.7
短期入所(ショートステイ)	6.6	10.2	39.8	18.7	24.7
生活介護	9.0	0.6	36.7	27.1	26.5
地域定着支援	2.4	—	25.9	44.0	27.7
児童発達支援	4.2	3.0	20.5	41.0	31.3
医療型児童発達支援	2.4	1.2	21.7	43.4	31.3
放課後等デイサービス	4.8	1.2	25.3	35.5	33.1
保育所等訪問支援	—	—	21.7	44.6	33.7
居宅訪問型児童発達支援	3.0	0.6	20.5	43.4	32.5
デイサービス	1.8	3.0	53.0	13.9	28.3
緊急一時保護	0.6	3.6	28.9	38.6	28.3
日中一時支援	0.6	1.2	30.1	39.8	28.3
留守番看護師派遣	7.2	0.6	20.5	44.6	27.1
医療的ケア児等家庭家事サポート	2.4	1.2	19.3	48.2	28.9

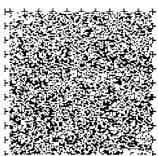


【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	22.3	6.6	21.7	22.9	26.5
日常生活用具	30.7	6.6	21.1	17.5	24.1
住宅設備改善	—	6.6	33.7	31.3	28.3
紙おむつ等	23.5	3.0	30.7	19.9	22.9

【衛生に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
寝具乾燥消毒	0.6	—	18.7	52.4	28.3
巡回入浴・施設入浴	5.4	1.8	44.6	19.3	28.9
理美容	4.8	1.2	22.9	44.0	27.1

【交通手段に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
福祉タクシー券	20.5	3.6	31.9	21.7	22.3
リフト付自動車利用助成	3.6	1.2	31.3	36.1	27.7
自動車燃料費の助成	5.4	3.0	27.7	38.0	25.9
コミュニティバス乗車券	4.2	3.6	24.1	38.6	29.5

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
療養介護	5.4	0.6	34.3	31.9	27.7
施設入所支援	3.0	1.2	38.0	29.5	28.3
グループホーム	3.6	—	45.2	24.7	26.5
地域移行支援	—	0.6	27.7	42.8	28.9
障害児入所施設(福祉型・医療型)	1.8	1.2	26.5	39.2	31.3
計画相談支援・障害児相談支援	14.5	1.2	17.5	35.5	31.3
配食サービス	1.2	0.6	25.9	44.0	28.3
避難行動要支援者登録事業	7.8	1.8	18.1	44.6	27.7
緊急通報システムの設置	3.0	—	23.5	45.2	28.3
補助犬利用	—	—	36.1	34.3	29.5
成年後見人制度	2.4	—	36.1	33.7	27.7
地域福祉権利擁護事業	1.2	—	25.3	45.8	27.7
医療的ケア児等地域コーディネーター	2.4	1.2	17.5	50.0	28.9

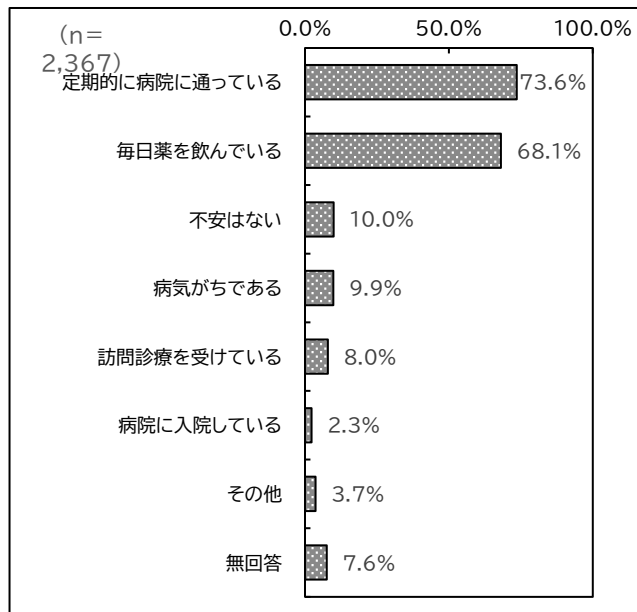


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	8.4	4.8	27.7	37.3	21.7
心身障害者福祉センター (荒川たんぼぼセンター)の療育訓練	—	5.4	25.9	43.4	25.3
荒川福祉作業所・荒川生活実習所	3.0	—	29.5	44.6	22.9
尾久生活実習所 (希望の家本所・分場)	7.8	—	21.7	48.2	22.3
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	—	1.2	22.9	51.2	24.7
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.2	2.4	18.1	50.0	28.3
荒川区保健所	4.8	19.9	38.0	11.4	25.9
東京都心身障害者福祉センター	0.6	7.2	24.1	42.8	25.3
東京都障害者総合スポーツセンター	0.6	6.0	23.5	46.4	23.5
東京都障害者休養ホーム	—	3.0	15.1	56.6	25.3
荒川区子ども家庭総合センター	0.6	2.4	15.7	53.6	27.7

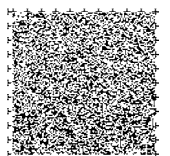
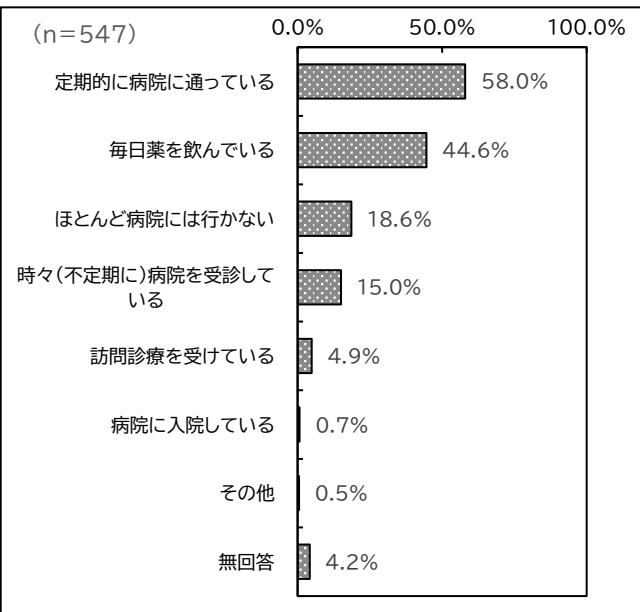
(7)医療機関の利用状況

○ 定期的に通院している人は、身体障がい者では73.6%、知的障がい者では58.0%、難病患者では90.8%、障害児通所支援利用では28.6%となっています。医療的ケア児等では、病院を2か月以上から6か月に1回受診していると答えた割合が38.6%と最も多くなっています。精神障がい者で継続して治療をしている人も93.0%となっており、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進んでいることから、保険・医療のニーズが高まっています。

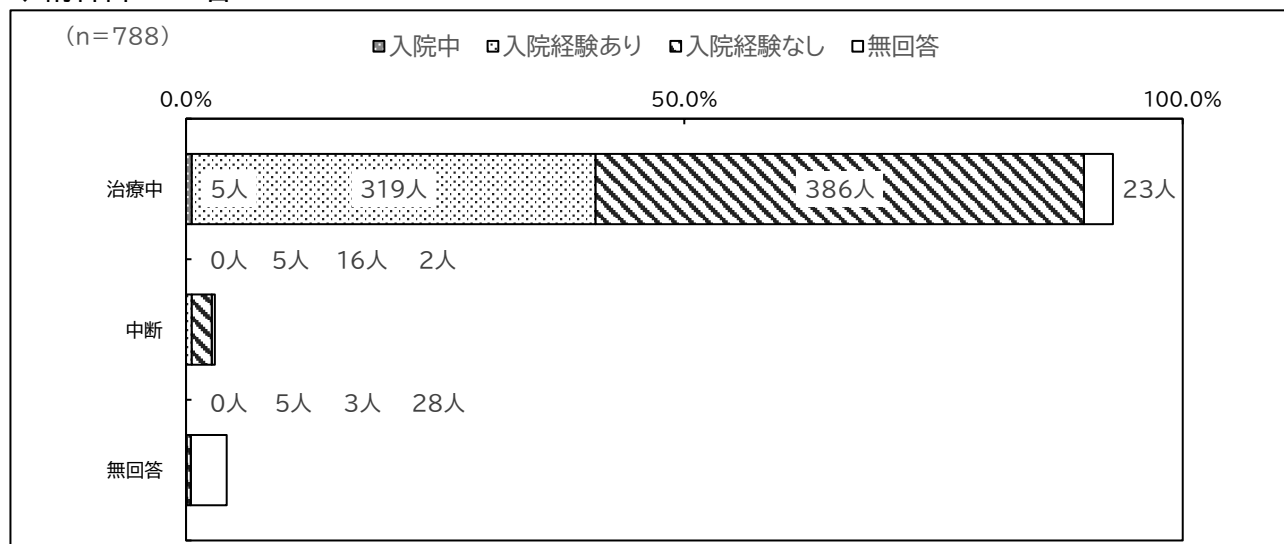
◇身体障がい者



◇知的障がい者

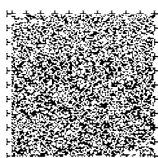


◇精神障がい者

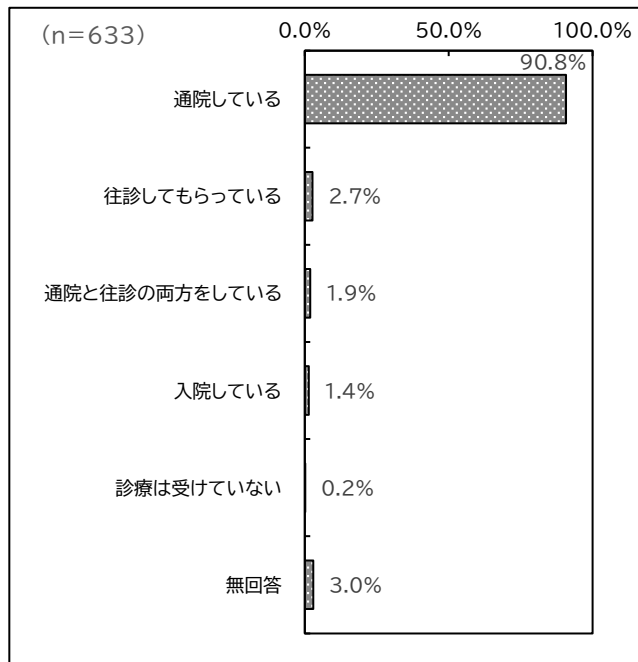


- 「入院中」又は「入院経験あり」の人の現在までの入院期間の合計は、「1年以上5年未満」が最も多く28.5%、次いで「1年未満」が7.6%となっており、10年以上の方は4.2%ほどいます。
- 前回調査時(「1年未満」50.4%、「1年以上5年未満」15.3%、「10年以上」1.5%)と比べ、入院期間が1年未満と回答した方の割合が減り、入院期間1年以上と回答した方の割合が増えています。

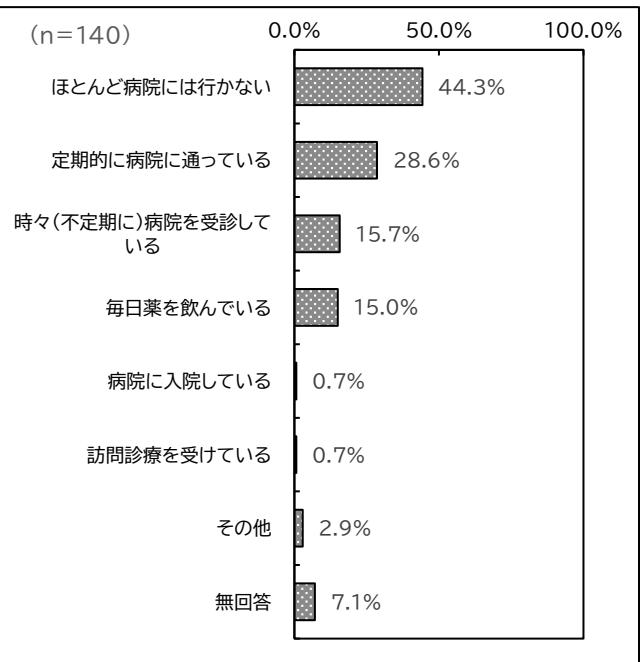
入院期間	人数 n=330人
1年未満	25人 (7.6%)
1年以上5年未満	94人 (28.5%)
5年以上10年未満	11人 (3.3%)
10年以上	14人 (4.2%)
無回答	186人 (56.4%)



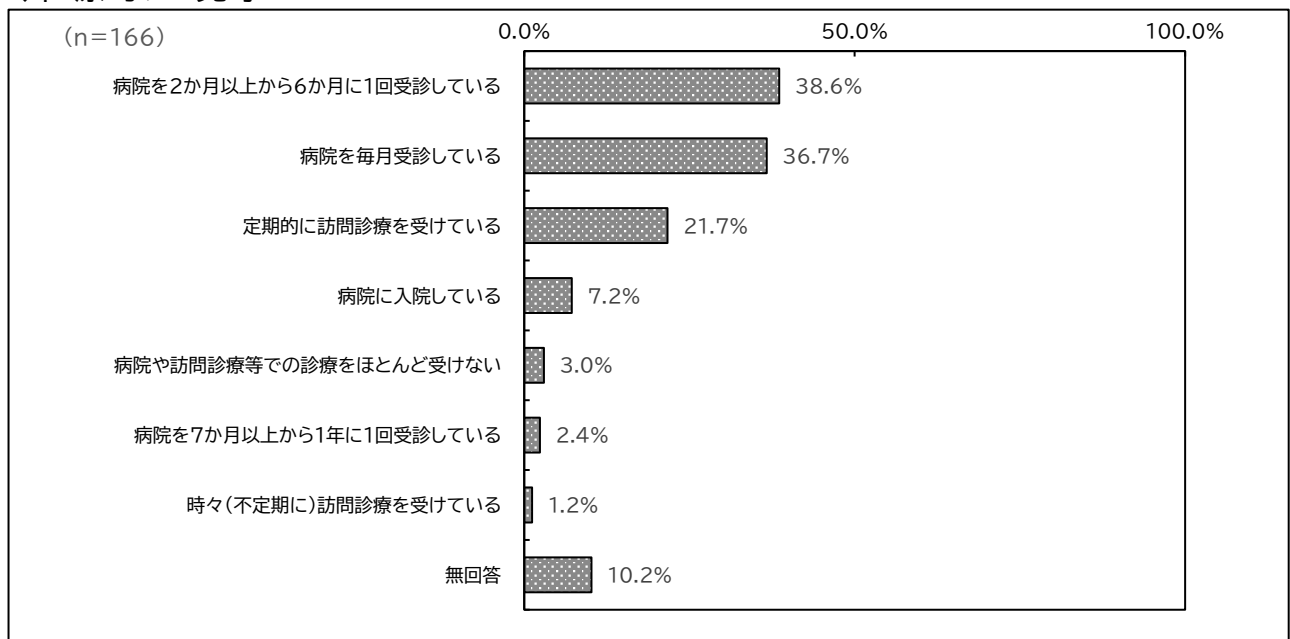
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



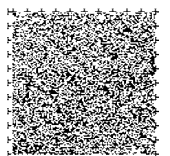
◇医療的ケア児等



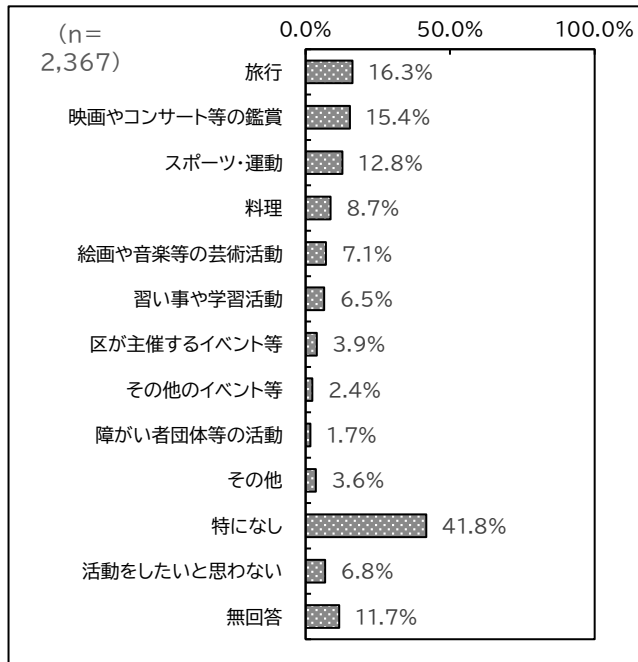
(8)文化芸術活動

① 1年間の文化芸術活動について

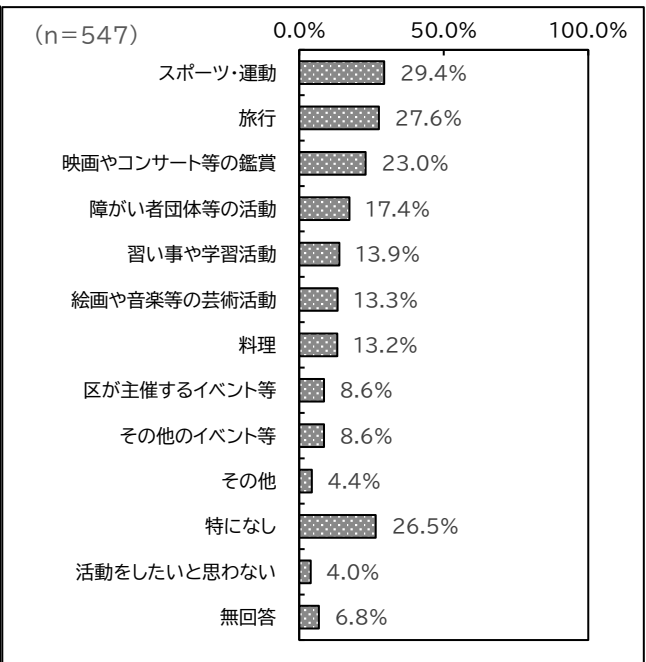
○ 1年間の文化芸術活動の内容について、身体障がい者では「特になし」が41.8%、知的障がい者では「スポーツ・運動」が29.4%、精神障がい者では「映画やコンサート等の鑑賞」が31.9%、難病患者では「特になし」が35.4%、障害児通所支援利用者では「旅行」が57.9%、医療的ケア児等では「特になし」が50.6%と最も多くなっています。



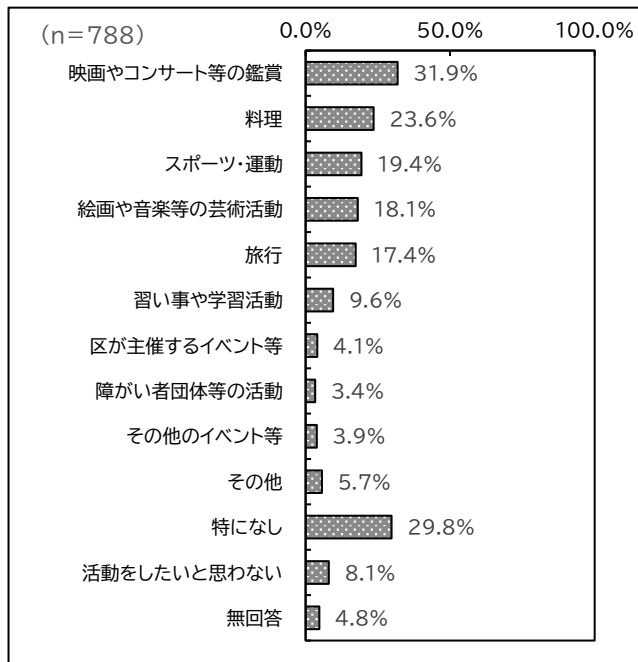
◇身体障がい者



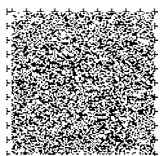
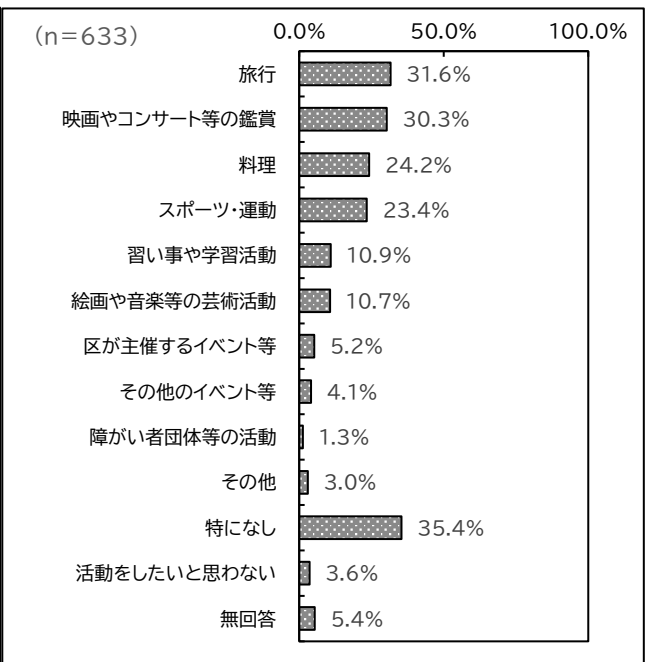
◇知的障がい者



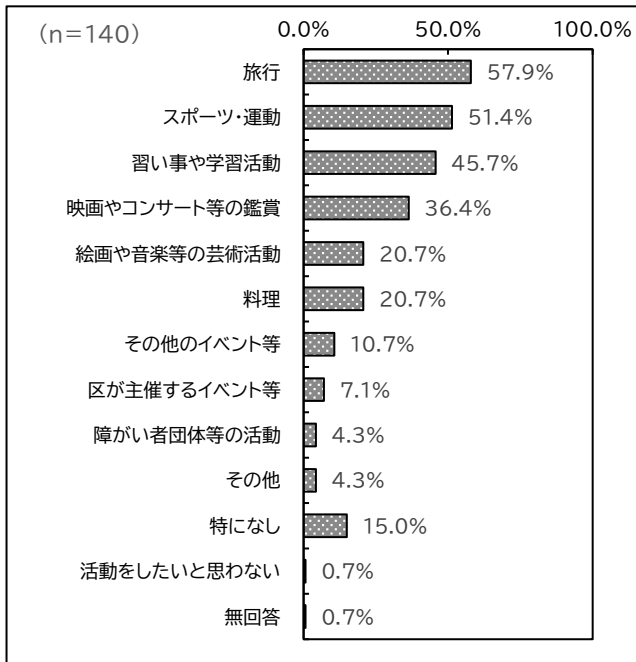
◇精神障がい者



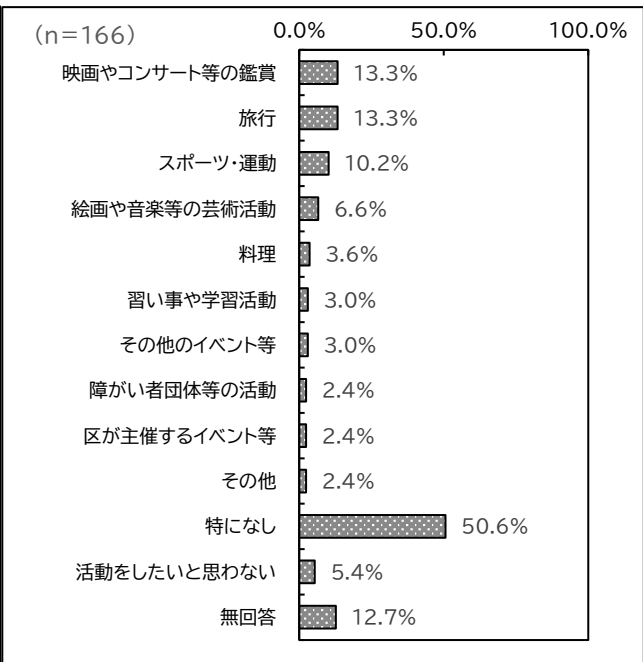
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



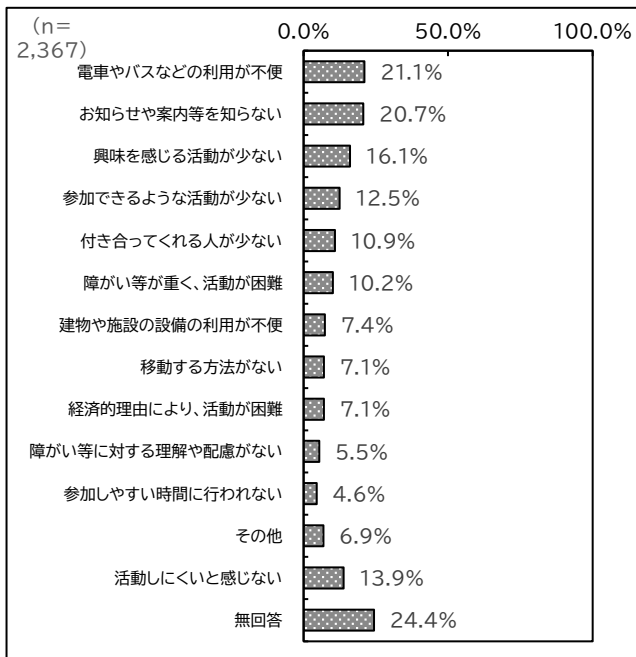
◇医療的ケア児等



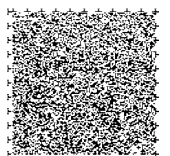
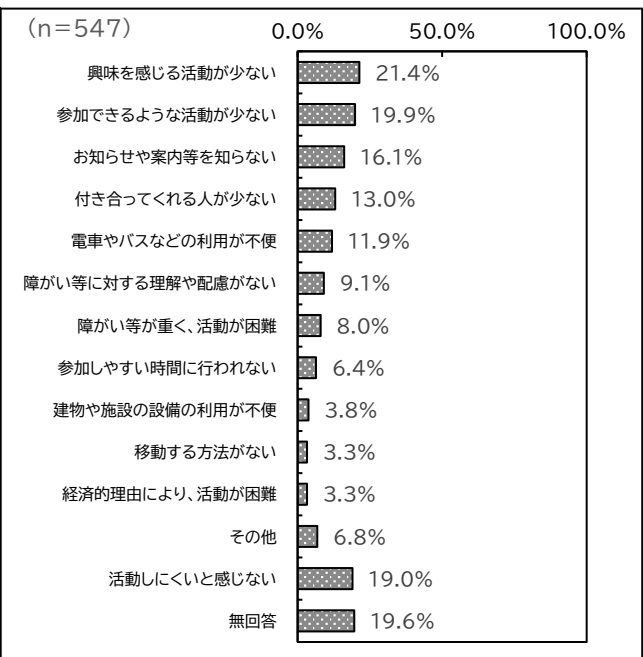
② 文化芸術活動を行う際に困ることや活動しにくいこと

○ 文化芸術活動を行う際に困ることや活動しにくいことについて、身体障がい者では「電車やバスなどの利用が不便」が21.1%、知的障がい者では「興味を感じる活動が少ない」が21.4%、精神障がい者では「興味を感じる活動が少ない」が29.3%、難病患者では「活動しにくいと感じない」が36.2%、障害児通所支援利用者では「活動しにくいと感じない」が42.1%、医療的ケア児等では「電車やバスなどの利用が不便」が22.3%と最も多くなっています。

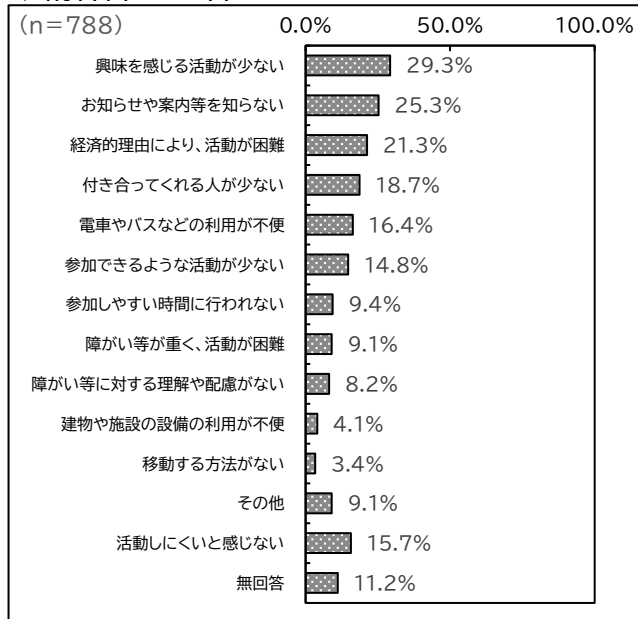
◇身体障がい者



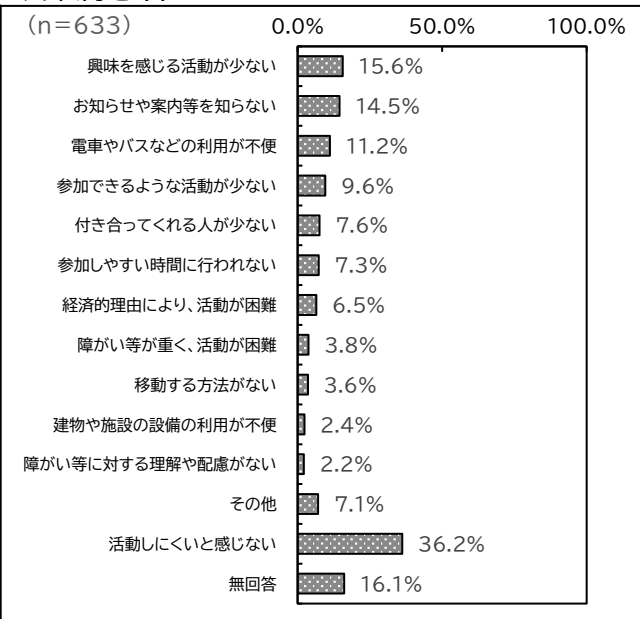
◇知的障がい者



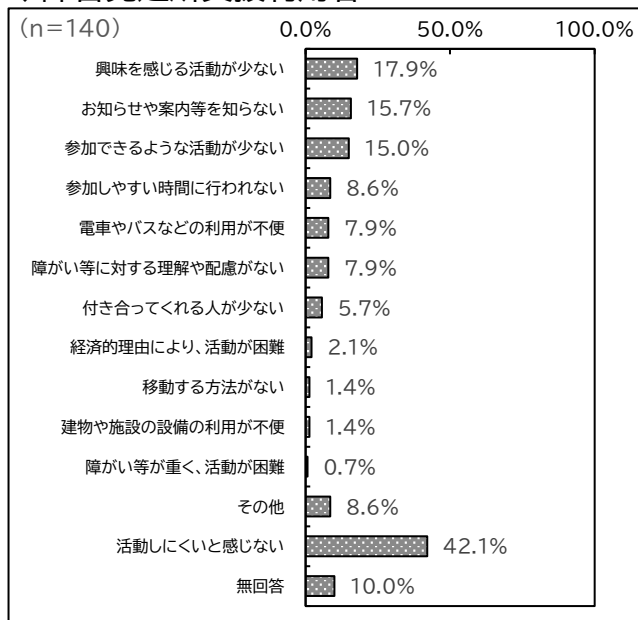
◇精神障がい者



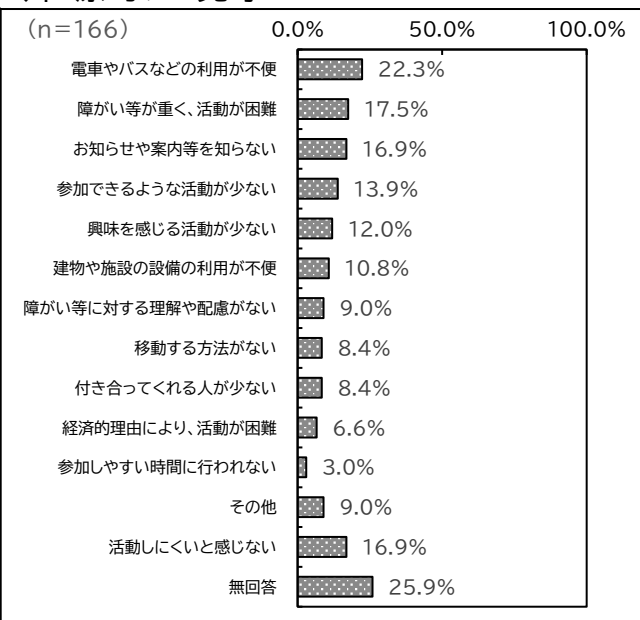
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



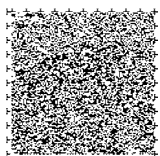
◇医療的ケア児等



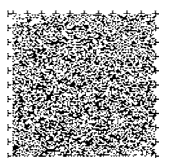
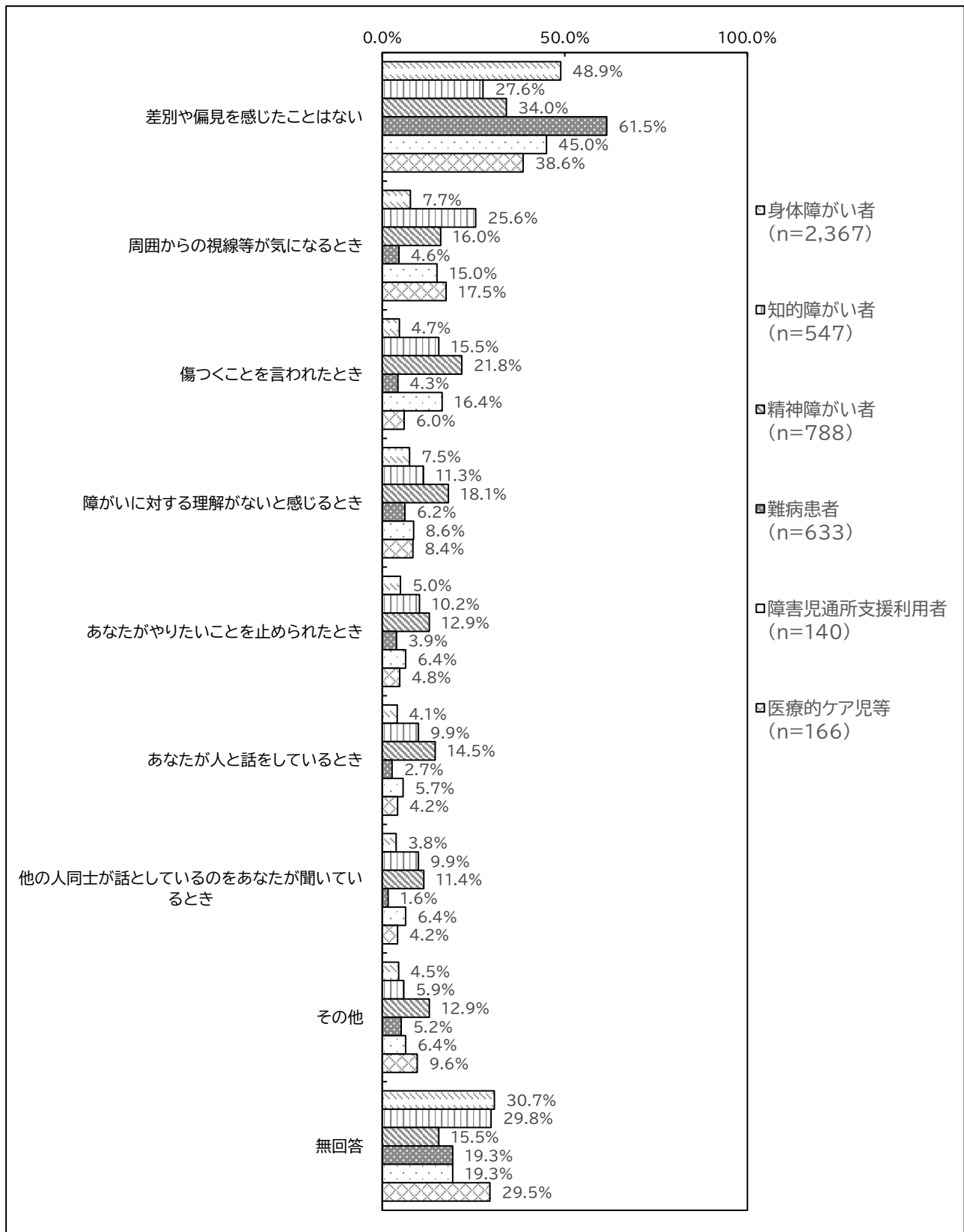
(9)障がいに対する差別や偏見

① 差別や偏見を感じたとき

○ 差別や偏見を感じたときは、すべての調査区分で、「差別や偏見を感じたことはない」が最も多くなっています。次に割合が多かった項目は、身体障がい者では「周囲からの視線等が気になるとき」が7.7%、知的障がい者では「周囲からの視線等が気になるとき」が27.6%、精神障がい者では「傷つくことを言われたとき」が21.8%、難病患者では「障がいに対する理解がないと感じるとき」が6.2%、障害児通所支援利用者では「傷つくことを言われたとき」が16.4%、医療的ケア児等では「周囲からの視線が気になるとき」が17.5%となっています。

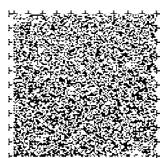
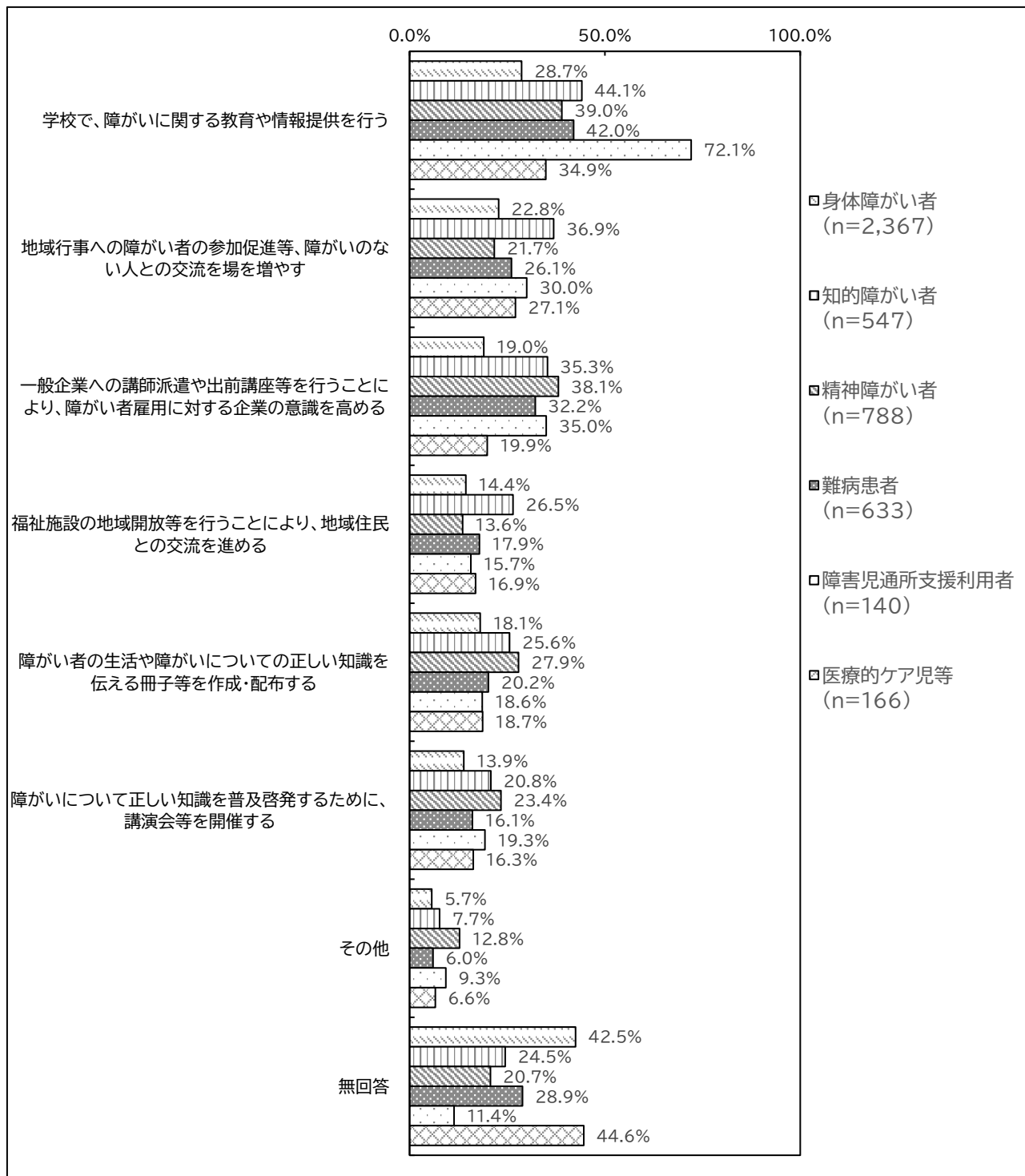


特に知的障がい・精神障がい者では、「差別や偏見を感じたことはない」と回答する割合が低いため、差別解消のための取組が必要です。



② 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと

- 障がいへの理解を進めるために必要なことについて、最も多かった項目は、すべての調査区分で「学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う」となっており、特に、障害児通所支援利用者では割合が72.1%と高くなっています。
- 地域行事への参加など地域との交流を増やす取組だけでなく、学校や企業における普及啓発により、障がいへの理解を進めていくことが必要であると考えられていることがわかります。



◆ 施設入所者

(1) 年齢について

- 年齢構成をみると、身体障がい者・知的障がい者とも50歳以上が半数以上を占めています。

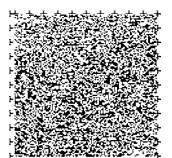
年齢	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
18～29歳	0人 (0.0%)	1人 (1.6%)	1人 (1.4%)
30～39歳	0人 (0.0%)	6人 (9.5%)	6人 (8.1%)
40～49歳	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
50～59歳	2人 (18.2%)	15人 (23.8%)	17人 (23.0%)
60～64歳	4人 (36.4%)	11人 (17.5%)	15人 (20.3%)
65歳以上	5人 (45.4%)	19人 (30.2%)	24人 (32.4%)
無回答	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.0%)

(2) 施設入所者が将来望んでいる暮らし方について

① 今後生活したい場所

- 将来も「現在の施設で暮らしたい」を選んだ方が、身体障がい者は11人中6人、知的障がい者は63人中40人で全体数の62.1%です。
- 一方、「施設を出て地域で暮らしたい」を選んだ方は、身体障がい者は11人中2人、知的障がい者は63人中4人で全体数の8.1%です。

	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
現在の施設	6人 (54.5%)	40人 (63.5%)	46人 (62.1%)
別の施設	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.1%)
施設を出て地域で暮らしたい	2人 (18.2%)	4人 (6.3%)	6人 (8.1%)
わからない	1人 (9.1%)	11人 (17.5%)	12人 (16.2%)
その他	1人 (9.1%)	4人 (6.3%)	5人 (6.8%)
無回答	1人 (9.1%)	1人 (1.6%)	2人 (2.7%)



② 施設生活を希望する理由(上記①で「現在の施設」又は「別の施設」を選択した方のみ) (複数回答)

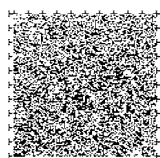
- 施設での生活を希望する理由として、身体障がい者では「健康面等で不安があるため」が6人中4人、知的障がい者では「施設を出た後で援助してくれる者がいないため」が43人中16人、全体では「施設を出た後で援助してくれる者がいないため」が49人中19人で全体数の38.8%です。

	身体障がい者 n=6	知的障がい者 n=43	合計 n=49
十分な在宅サービスがないため	1人 (16.7%)	6人 (14.0%)	7人 (14.3%)
今の在宅サービス基盤では自立した生活ができないため	0人 (0.0%)	9人 (20.9%)	9人 (18.4%)
周囲の理解や家族の理解が得られないため	1人 (16.7%)	6人 (14.0%)	7人 (14.3%)
住環境が悪く、自宅等に戻っても生活ができないため	0人 (0.0%)	3人 (7.0%)	3人 (6.1%)
一緒に生活している者に遠慮があるため	0人 (0.0%)	1人 (2.3%)	1人 (2.3%)
施設を出た後で援助してくれる者がいないため	3人 (50.0%)	16人 (37.2%)	19人 (38.8%)
健康面等で不安があるため	4人 (66.7%)	12人 (27.9%)	16人 (32.7%)
居住の場であるグループホームの受入れ先がないため	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
日中に活動できる事業所の受入れ先がないため	0人 (0.0%)	3人 (7.0%)	3人 (6.1%)
その他	0人 (0.0%)	13人 (30.2%)	13人 (26.5%)
無回答	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)

(3)障がいに対する差別や偏見

① 差別や偏見を感じたとき(複数回答)

- 「周囲からの視線等が気になるとき」を選んだ方が身体障がい者は11人中3人、知的障がい者は63人中12人で、全体で20.3%の方が回答しています。
- 「差別や偏見を感じたことはない」を選んだ方が身体障がい者は11人中2人、知的障がい者は63人中18人で、全体で27.0%の方が回答しています。

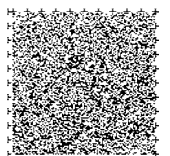


	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
あなたが人と話をしているとき	3人 (27.3%)	4人 (6.3%)	7人 (9.5%)
他の人同士が話をしているのをあなたが聞いたとき	2人 (18.2%)	2人 (3.2%)	4人 (5.4%)
あなたがやりたいことを止められたとき	1人 (9.1%)	3人 (4.8%)	4人 (5.4%)
障がいに対する理解がないと感じるとき	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.1%)
周囲からの視線等が気になるとき	3人 (27.3%)	12人 (19.0%)	15人 (20.3%)
傷つくことを言われたとき	1人 (9.1%)	3人 (4.8%)	4人 (5.4%)
その他	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
差別や偏見を感じたことはない	2人 (18.2%)	18人 (28.6%)	20人 (27.0%)
無回答	0人 (0.0%)	16人 (25.4%)	16人 (21.6%)

② 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと(複数回答)

○「地域の行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす」と「福祉施設の地域開放等を行うことにより地域住民との交流を進める」を選んだ方が、全体でみると最も多く、全体の74人中32人で43.2%の方が回答しています。

	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
地域の行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす	6人 (54.5%)	26人 (41.3%)	32人 (43.2%)
福祉施設の地域開放等を行うことにより地域住民との交流を進める	3人 (27.3%)	29人 (46.0%)	32人 (43.2%)
学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う	4人 (36.4%)	25人 (39.7%)	29人 (39.2%)
障がいについての正しい知識を普及啓発するために、講演会等を開催する	3人 (27.3%)	11人 (17.5%)	14人 (18.9%)
障がい者の生活や障がいについての正しい知識を伝える冊子等を作成・配布する	3人 (27.3%)	14人 (22.2%)	17人 (23.0%)
一般企業への講師派遣や出前講座等を行うことにより、障がい者雇用に対する企業の意識を高める	4人 (36.4%)	9人 (14.3%)	13人 (17.6%)
その他	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
無回答	0人 (0.0%)	11人 (17.5%)	11人 (14.9%)

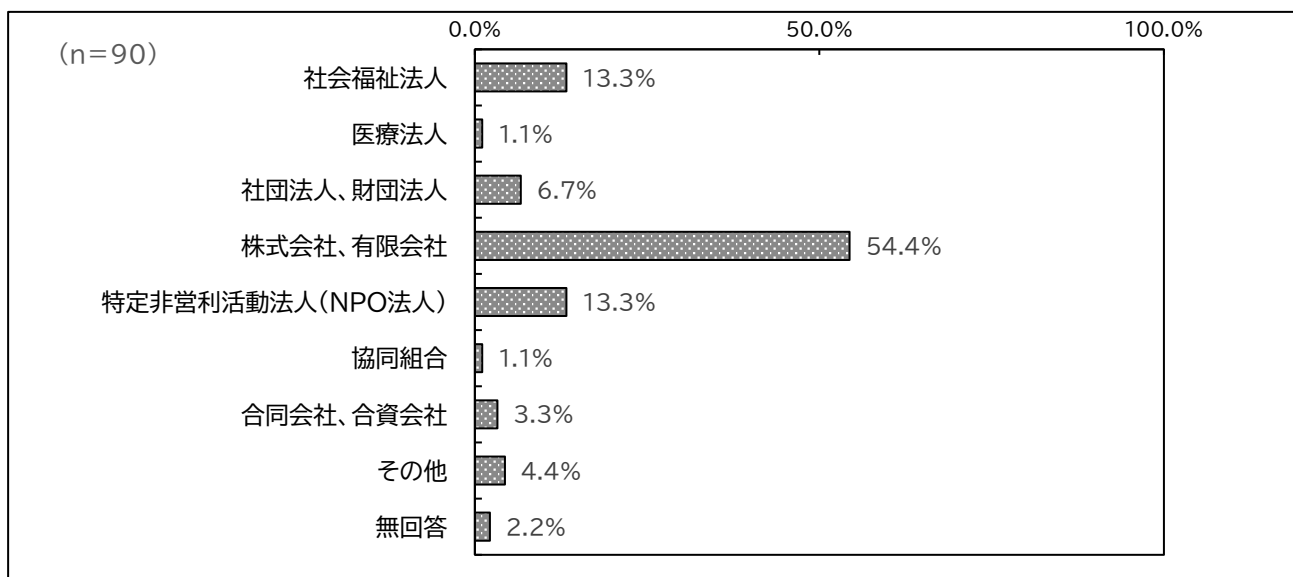


◆ 障害福祉サービス等事業所

(1) 事業所の経営主体や事業実施区域

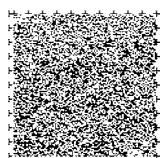
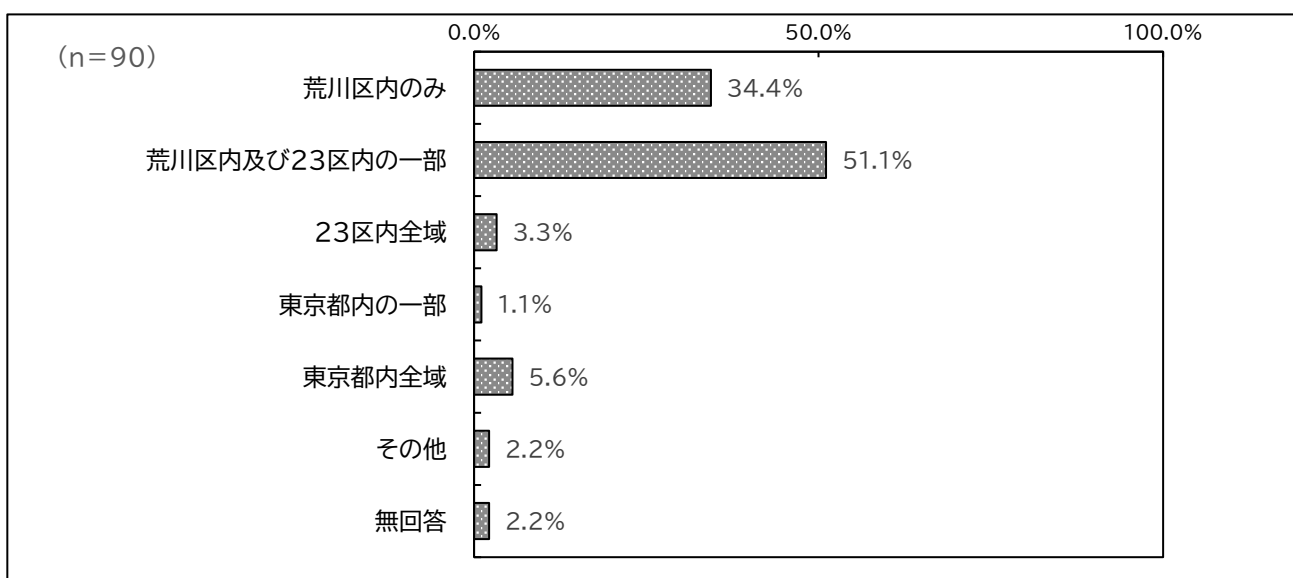
① 経営主体

- 事業所の経営主体について、「株式会社、有限会社」が54.4%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人(NPO法人)」の13.3%となっています。



② 事業所による事業の実施区域

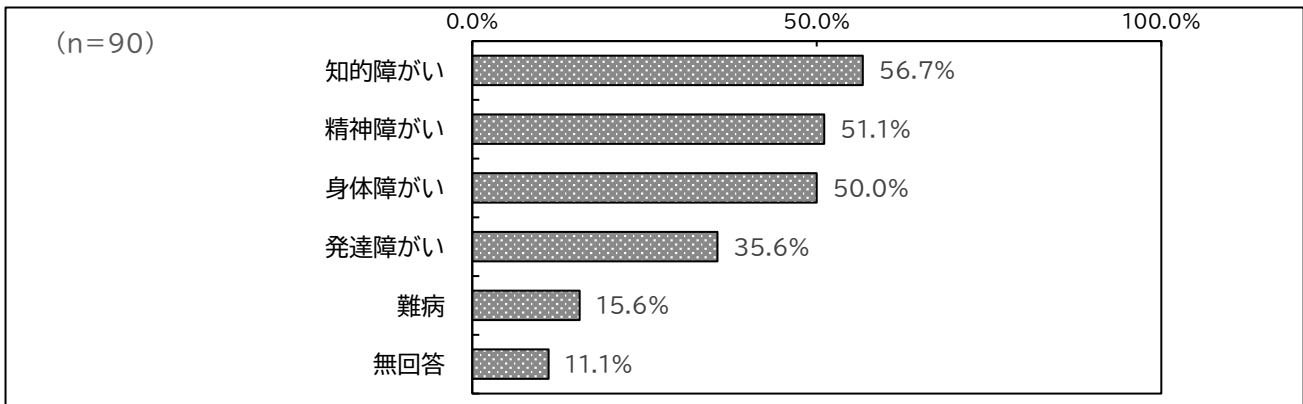
- 事業の実施区域について、「荒川区内及び23区内の一部」が51.1%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「荒川区内のみ」の34.4%となっています。



(2)事業所の利用者の状況

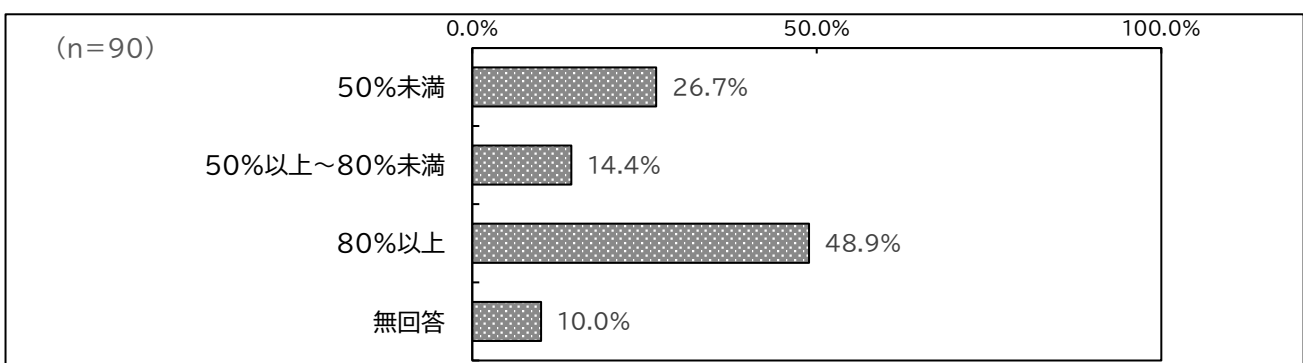
① 利用者の障がい種別

○ 事業所の利用者の障がい種別について、「知的障がい」が56.7%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「精神障がい」の51.1%となっています。



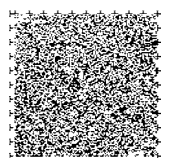
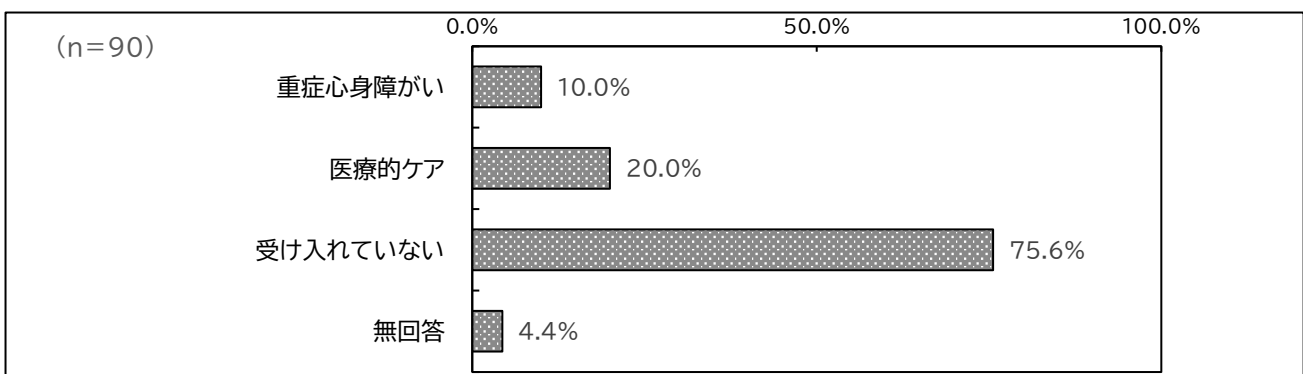
② 荒川区で支給決定を受けた方の割合

○ 事業所の利用者における荒川区で支給決定を受けた方の割合について、「80%」が48.9%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「50%未満」の26.7%となっています。



③ 重症心身障がい又は医療的ケアのある方の受け入れ状況

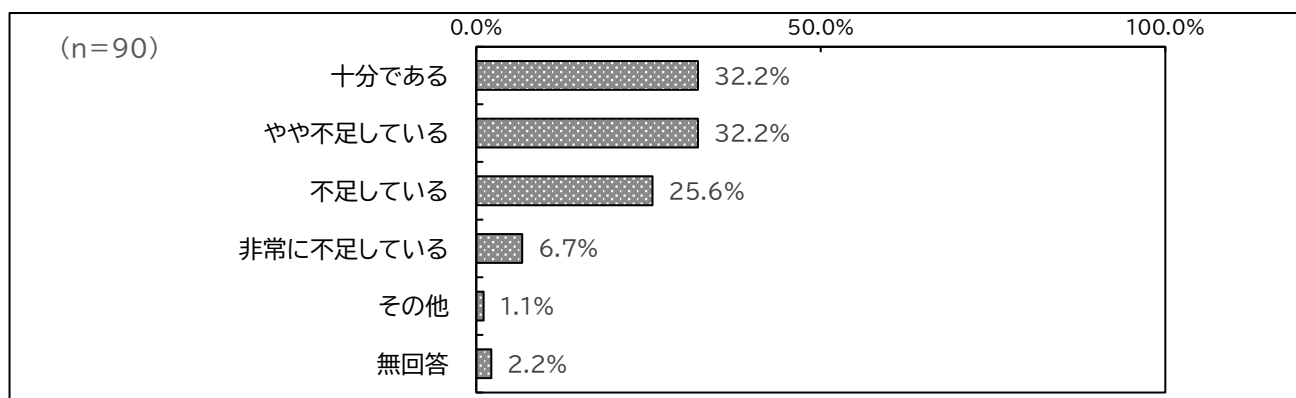
○ 重症心身障がい又は医療的ケアの方の受け入れ状況について、「受け入れていない」が75.6%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「医療的ケア」の20.0%となっています。



(3)事業所の職員の状況や人材育成

① 職員の充足状況

○ 事業所の職員の充足状況について、「十分である」と「やや不足している」が32.2%と最も多くなっています。

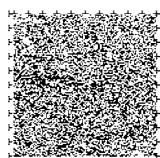


○ 事業所の職員の充足状況について、サービス種別にみると、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労定着支援」「児童発達支援」が「十分である」と回答した割合が多くなっています。

○ 「生活介護」や「就労継続支援B型」等の通所系のサービスや「共同生活援助」等については、「やや不足している」と回答した割合が多くなっています。

○ 「居宅介護」「同行援護」「移動支援」等の訪問系や「地域移行支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」等の相談支援系、「短期入所」等については、「不足している」と回答した割合が多くなっています。

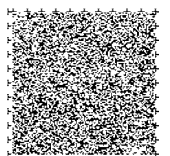
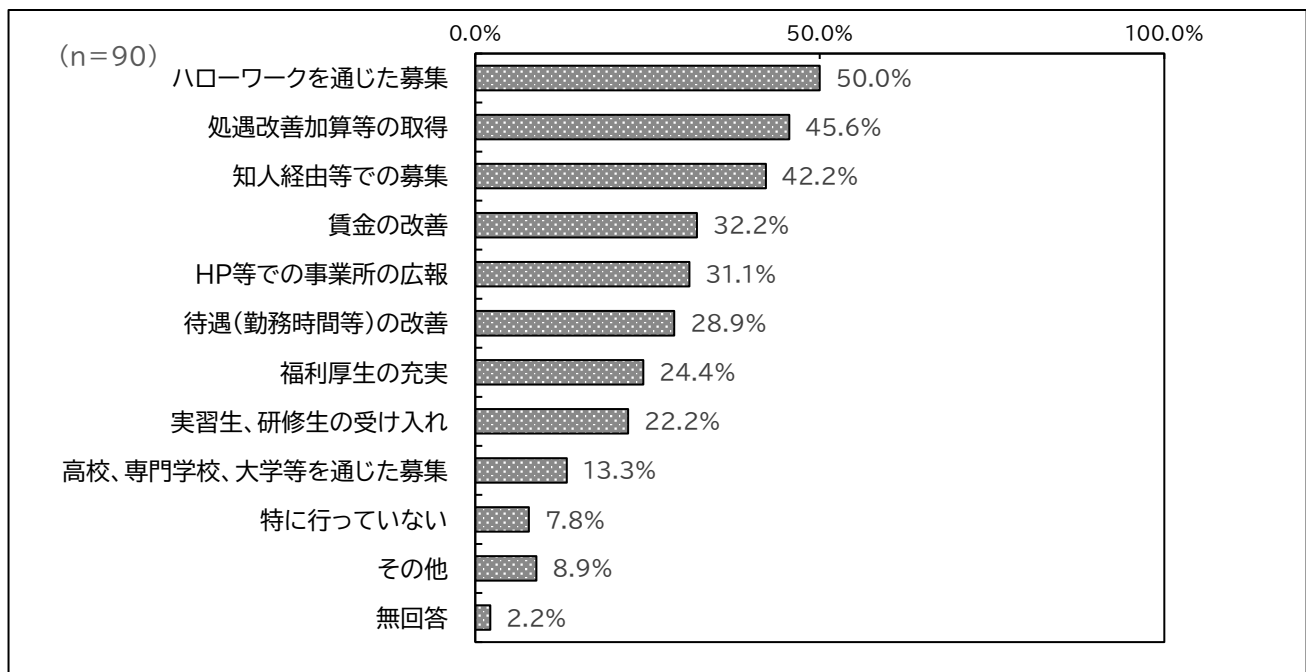
区分	十分である	やや不足している	不足している	非常に不足している	その他	無回答
居宅介護(n=28)	10.7	32.1	35.7	21.4	—	—
重度訪問介護(n=18)	5.6	38.9	33.3	22.2	—	—
同行援護(n=13)	15.4	23.1	38.5	23.1	—	—
行動援護(n=3)	—	33.3	33.3	33.3	—	—
短期入所(n=2)	—	—	50.0	50.0	—	—
生活介護(n=6)	16.7	50.0	33.3	—	—	—
自立訓練(機能訓練・生活訓練)(n=3)	66.7	33.3	—	—	—	—
就労移行支援(n=6)	50.0	50.0	—	—	—	—
就労継続支援(A型)(n=1)	—	100.0	—	—	—	—
就労継続支援(B型)(n=11)	36.4	45.5	9.1	—	9.1	—
就労定着支援(n=7)	57.1	28.6	14.3	—	—	—



区分	十分である	やや不足している	不足している	非常に不足している	その他	無回答
共同生活援助(n=12)	33.3	41.7	16.7	8.3	—	—
自立生活援助(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
地域移行支援(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
地域定着支援(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
計画相談支援(n=9)	11.1	22.2	55.6	11.1	—	—
障害児相談支援(n=7)	14.3	—	71.4	14.3	—	—
児童発達支援(n=11)	54.5	18.2	27.3	—	—	—
放課後等デイサービス(n=13)	23.1	30.8	30.8	7.7	—	7.7
保育所等訪問支援(n=1)	—	100.0	—	—	—	—
移動支援(n=17)	11.8	29.4	41.2	17.6	—	—
その他(n=1)	100.0	—	—	—	—	—

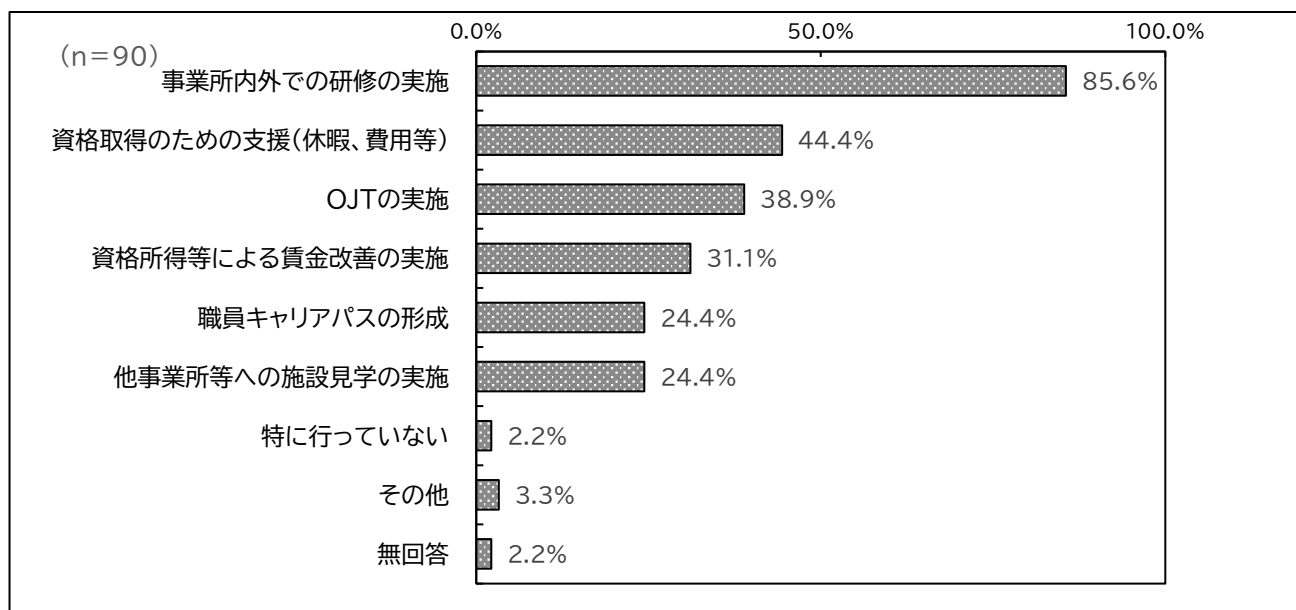
② 人材確保の取組

- 事業所における人材確保の取組について、「ハローワークを通じた募集」が50.0%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「処遇改善加算等の取得」で45.6%となっています。



③ 人材育成の取組

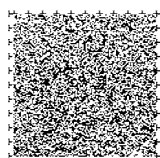
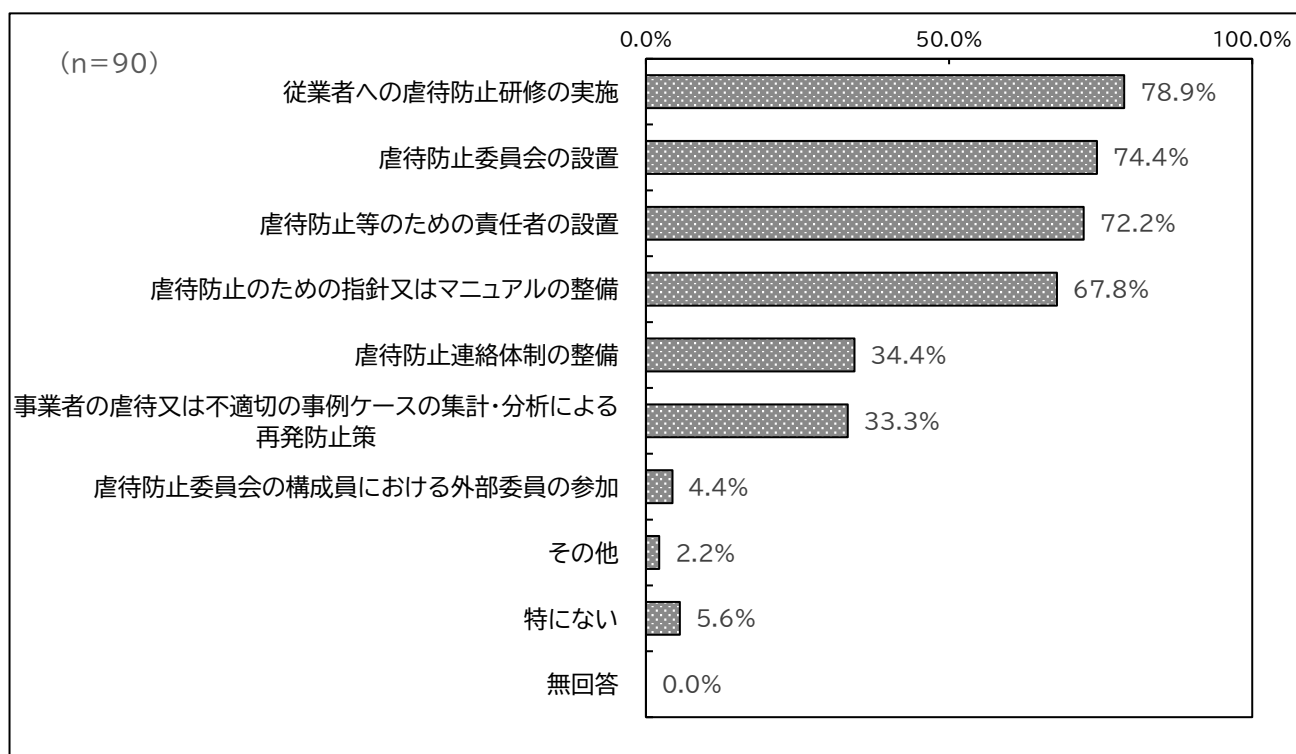
- 事業所での人材育成の取組について、「事業所内外での研修の実施」の85.6%が最も多くなっています。その次に多かったのは、「資格取得のための支援(休暇、費用)」の44.4%となっています。



(4) 事業所における虐待防止などの各種対策の取組

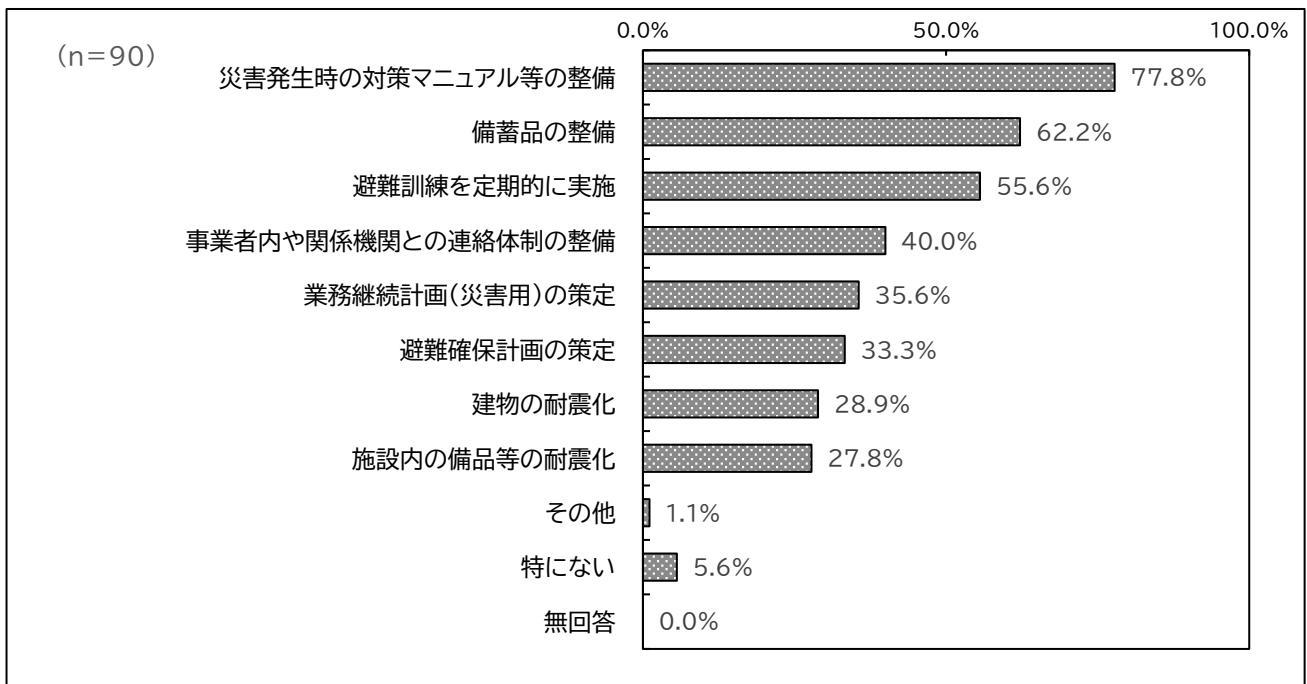
① 虐待防止対策の取組

- 事業所での虐待防止対策の取組について、「従業員への虐待防止研修の実施」が78.9%と最も多く、「虐待防止委員会の設置」が74.4%と次に多くなっています。



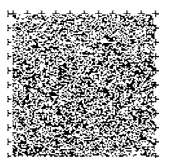
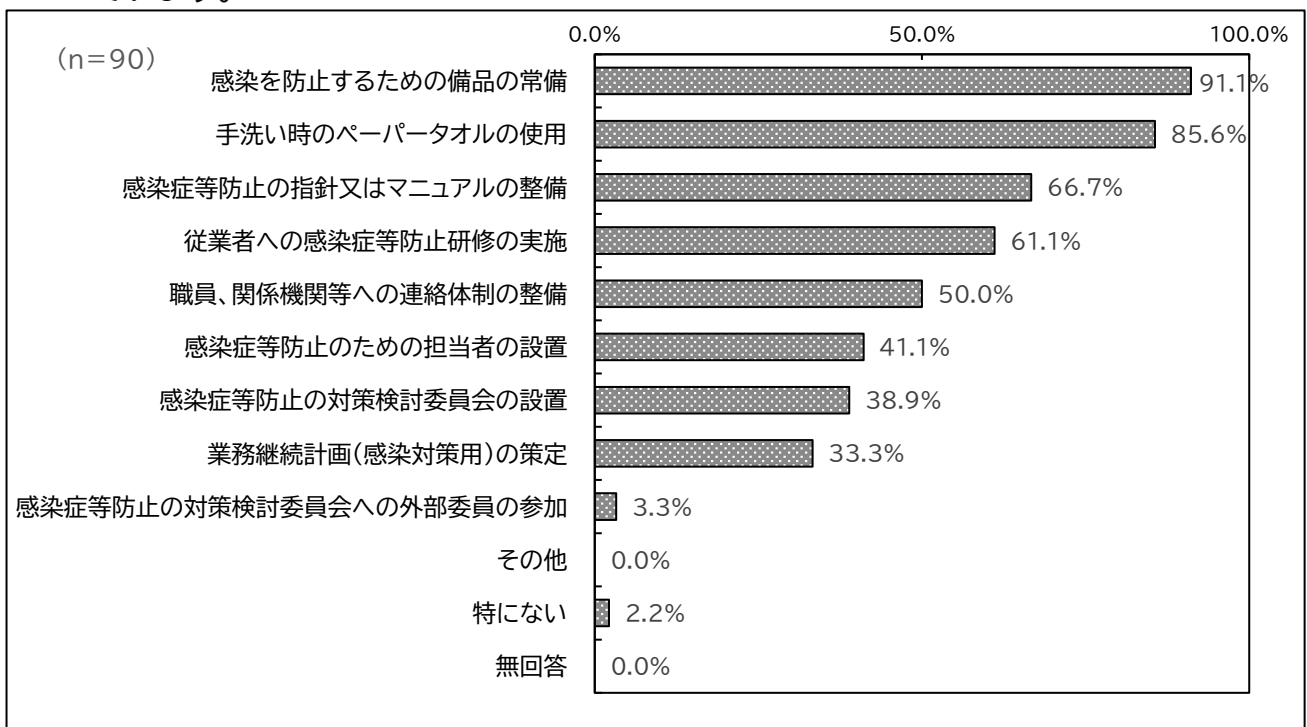
② 災害時の対策の取組

- 事業所での災害時の対策の取組について、「災害発生時の対策マニュアル等の整備」が77.8%と最も多く、「備蓄品の整備」が62.2%と次に多くなっています。



③ 感染症等防止対策の取組

- 事業所での感染症等防止対策の取組について、「感染を防止するための備品の常備」が91.1%と最も多く、「手洗い時のペーパータオルの使用」が85.6%と次に多くなっています。



④ 障がい者の差別解消及び合理的配慮推進のための取組

- 事業所における障がい者差別解消等の推進のための取組について、「特にない」が41.1%と最も多く、「差別解消等の研修の実施」が33.3%と次に多くなっています。

